

あっせんの申立て事案の概要とその結果（平成 23 年度第 4 四半期）
デリバティブ関係(為替系)

一般社団法人全国銀行協会

事案番号	22年度(あ)第78号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、原材料等を海外から外貨建てで輸入し、国内で円建て又は外貨建てで販売している。為替リスクヘッジニーズ自体は存在するが、外貨建ての販売による外貨の入金があることから、輸入額すべてに為替リスクヘッジニーズが存在しているわけではない。 ・本件契約の取引額からみて当社のヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、本件契約の締結に際して、B銀行担当者から一通りの説明を受け、契約書等に自ら記名及び押印を行った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流を把握した上、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の外貨建ての販売取引については把握しておらず、本件契約のヘッジ比率が高くなってしまったことは認める。 ・当行は、A社社長に対し、本件契約内容について十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 23 年2月 17 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の外貨の実需額からすれば、本件契約の取引額は過大であった可能性があること等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年1月 19 日付けで和解契約書を締結した。

(注)紛争事案の概要は、銀行のお客さまにあっせん委員会の活動や役割をご理解いただくこと、また加入銀行において同種の紛争事案の再発防止や未然防止に役立てることを目的として掲載しています。

掲載に当たっては、当事者のプライバシー等に配慮した上で、できる限り一般的・原則的な用語や表現に置き換えるなどの工夫をしています。

また、「あっせん手続の結果」は、あっせん委員会が個々の事案における取引経過や背景等を考慮した上で判断したものであり、契約類型として類似した事案であっても、同様の判断となるものではないことにご留意ください。

事案番号	23年度(あ)第28号
申立ての概要	不十分なヘッジニーズの検証で締結させられたデリバティブ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引について損害を賠償することを求める。 ・当社は、海外の製品を外貨建て又は円建てで直接輸入し、国内において円建てで販売している。 ・当社が海外から直接外貨建てで輸入しており、当社に為替リスクヘッジニーズが存在していたことは認めるが、B銀行が主張する金額よりも少ないものであって、一部の取引については販売価格に為替リスクを転嫁することができたため、本件契約によるヘッジ額は過大である。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けており、当社社長が本件契約の契約書等に押印をして、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社社長からの聴取により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の実際の仕入額の把握が聴取にもとづくものであって、客観的資料により裏付けを取っていないことは認める。 ・当行は、A社社長に対し、本件契約内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったと判断している。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年10月27日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズ及び財務耐久性の検証が十分ではなかったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、B銀行が一定の解決金を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年1月23日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第38号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外の原材料を、複数の商社や国内企業を通して、円建てで仕入れ、

	<p>国内において円建てで販売している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当社の仕入価格は、国内市場における建値を基準として決めるため、為替リスクヘッジニーズは存在しなかった。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、仕入価格が為替相場の変動の影響を受けていることを把握した上、為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の仕入価格と為替相場の相関分析を行っている。 ・A社は、他行との取引も含め複数のデリバティブ取引を行っていることから、デリバティブ取引に関する経験が豊富であり、また、本件契約についてもA社からの要望で締結したものである。 ・A社の仕入に係る商流に複数の国内企業が介在しており、為替リスクヘッジニーズが限定的であったことは認める。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年6月9日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社における為替リスクヘッジニーズの検証が必ずしも十分とはいえないことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年1月10日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第39号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外の原材料を、複数の商社や国内企業を通して、円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・仕入価格は、国内市場における建値を基準として決めるため、為替相場の変動の影響を受けず、為替リスクヘッジニーズは存在しなかった。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社社長から、A社における原材料の仕入価格が為替相場の変動の影響を受けていることを聴取した上、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の外貨取扱量実績からヘッジ比率を算定している。 ・本件契約は、A社の要求に応じて提案に至ったものである。 ・しかし、当行としては、あっせん委員会の指摘については真摯に受け止め、対

	応を検討したい。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年6月9日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、A社における為替リスクヘッジニーズの検証が十分とはいえないことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年1月10日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第41号
申立ての概要	説明不十分で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、B銀行が解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、ドル建てで商品を海外から仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・B銀行の担当者から、本件商品の円高時のデメリットや中途解約時の解約清算金の発生等の説明を十分に受けていない。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・A社が商品を海外から外貨建てで直接仕入れていることを聴取し、為替リスクヘッジニーズを確認の上、本件契約の勧誘に至った。A社から聴取した海外からの仕入総額や外貨実需額を考慮してもヘッジ比率は、適正であったと考える。 ・A社は、過去にも複数のデリバティブ取引を行っており、A社社長及び担当者も、為替取引について知識を有していたことから、本件契約に伴うリスクについて、十分理解していたと考えられる。 ・当行は、本件契約の内容について資料を用いて十分な説明を行っているが、解約清算金について、具体的な金額を示すことは行わなかった。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年6月3日及び同年11月4日の両日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対し、本件契約に伴うリスクについて十分に理解できるほど説明が尽くされていなかった可能性があること等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。

	<p>行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年1月 18 日付けで和解契約書を締結した。
--	---

事案番号	23 年度(あ)第 65 号
申立ての概要	不十分なヘッジニーズの検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金の負担を求め。 ・当社は、取引先から製品の注文を受けた後、海外の業者に同製品を発注し、それを輸入業者から仕入れ、取引先に販売している。 ・当社と輸入業者との決済は、製品発注時の為替相場を基準に円建てに換算した上で行われるので、発注から輸入までの期間の為替相場の変動による影響は受けない。 ・本件契約の内容については十分に理解しておらず、B銀行から勧められるまま本件契約の締結に至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流等を把握した上、為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の締結に至った。 ・当行担当者は、本件契約の商品内容、リスク及び重要事項等をA社社長に説明し、理解を得た上で本件契約の締結に至っている。 ・A社の仕入価格は、外貨のレートを基準として提示されることから、この為替変動をヘッジする必要があることをA社から聴取し、為替リスクヘッジニーズがあると判断した。 ・A社から決算書等の提出を受け、A社の本件契約のリスクに対する財務耐久性には問題がないと判断した。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 23 年6月 22 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの把握に係る検証が不十分であることを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年2月 14 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23 年度(あ)第 127 号
------	-----------------

申立ての概要	不十分なヘッジニーズの検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金の一部を負担することを求める。 ・当社は、海外から商材を外貨建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・当社の仕入れ形態は直接貿易ではあるが、販売価格に為替リスクを転嫁できるため、為替リスクヘッジニーズは限定的であった。 ・B銀行が当社の与信枠増枠の条件として本件契約を締結することを提案し、執拗に勧誘してきたため、断りきれずに本件契約の締結に至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行担当者は、A社担当者からの聴取等により、A社の商流及び輸入取引額等を把握した上、為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社が販売価格に為替リスクの一部を転嫁できることを把握していなかった点は認める。 ・A社の与信枠を増枠したのは、本件契約締結よりも前のことであり、優越的地位の濫用はなかったと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 23 年7月14日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が十分とはいえないことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年2月 24 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第132号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、国内の間屋から数種類の製品を仕入れ、当該製品を用いて他社から受託した業務を行っている。すべての取引は円建てであるため、仕入価格は為替相場の変動による影響を受けない。

	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行の担当者は、当社に対し、円高時の損失の発生等、本件契約に伴うリスクを十分に説明しなかった。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社が国内の間屋から仕入れている製品は、その製造段階において海外から輸入した原材料を使用しているため、A社の仕入価格も間接的に為替相場の変動により影響を受けるものと判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社から、仕入価格のうち為替相場の変動により影響を受ける金額の提示を受け、これにもとづいて本件契約を提案したが、当該金額の正確性を確認するために必要な資料の提出を求めなかったこと、A社が仕入れる製品ごとの仕入価格と為替相場の相関分析は行わなかったことは認める。 ・当行担当者は、A社に対して、商品内容及びリスクについて十分な説明を行っており、A社は本件契約の内容を理解した上で、本件契約の締結に至っていると考えている。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 23 年7月 21 日及び同年 10 月 28 日の両日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社における為替リスクヘッジニーズの検証及び仕入価格と為替相場の相関分析が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年1月 12 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第153号
申立ての概要	不十分なヘッジニーズの検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等の一部を負担することを求める。 ・当社は、商品を海外から外貨建てで仕入れ、その加工品を国内において円建てで販売している。 ・当社に為替リスクヘッジニーズはあるものの、本件契約の取引額は、当社の実際の輸入仕入高からすると、明らかにオーバーヘッジとなっている。 ・B銀行から十分に本件契約の内容の説明を受けておらず、リスクをよく理解していなかった。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取により、A社の商流を把握した上、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、適切なヘッジ比率となるように本件契約を提案した。

	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、ヘッジ対象額の把握に当たって、客観的資料による検証が不十分であり、本件契約の取引額が実需を超えてしまっていた可能性があることは認める。 ・当行は、本件契約の内容を十分に説明しており、説明方法に問題はなかったと考えている。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年8月4日及び同年9月6日の両日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、ヘッジ対象額及びA社の財務状況についての検証が十分とはいえないこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年1月20日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第154号
申立ての概要	不十分なヘッジニーズの検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求等
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外の子会社及び国内業者から製品を仕入れ、それを国内で販売している。 ・海外の子会社との取引の決済は、外貨建てではあるものの、仕入高全体に占める割合は極めて小さい。一方、大部分を占める国内業者からの仕入については、為替相場の変動の影響を受けないため、為替リスクヘッジニーズは限定的であった。 ・本件契約の内容やリスクに関する説明を十分に受けておらず、B銀行から言われるままに契約を締結した。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流を把握した上、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、海外、国内仕入双方の取引について、為替リスクヘッジニーズがあると考えていたが、A社の国内仕入価格と為替相場の相関分析を十分に行っていないことが認められる。 ・当行は、本件契約の締結に当たり、A社社長及び担当者に対し、資料を用いて説明を十分に行っていることから、説明方法の点で問題はなかったと考えている。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年8月25日、A社とB銀行から事情聴取を行った。

	<ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、B銀行に対して、仕入価格と為替相場の相関分析が十分に行われていないなど、為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年1月 19 日付けで和解契約書を締結した。
--	---

事案番号	23 年度(あ)第 163 号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、国内の会社から商品を円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・仕入商品の一部には海外製のものもあるが、仕入価格は為替相場の変動の影響を受けず、当社に為替リスクヘッジニーズは存在しなかった。 ・当社は、B銀行から十分に商品説明を受けておらず、B銀行との付き合いを勘案し、勧められるままに本件契約を締結した。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社から、仕入価格が為替変動の影響を受けている旨を聴取した上、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社からの聴取結果にもとづいてヘッジ対象額を把握し、ヘッジ比率の検証を行ってはいるものの、為替相場と仕入価格の相関分析が不十分であった点は認める。 ・当行は、A社に対して本件契約の内容を十分に説明しており、説明方法に問題はなかったと考えている。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 23 年7月 29 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年1月 13 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第166号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外の商品を国内商社から円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・本件契約締結当時、商品の仕入価格は、為替相場の変動の影響を受けるものではなく、為替リスクヘッジニーズはなかった。 ・当社がB銀行担当者から受けた商品のリスクの説明は不十分であり、当社社長は、勧められるままに本件契約を締結した。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社社長に対するヒアリングや決算資料等によって、A社の商流や仕入価格を把握した上、為替リスクヘッジニーズがあると判断して、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、本件契約締結に際し、本件契約の内容及びリスク等について十分に説明しており、問題はなかったと考える。 ・しかし、当行としては、あっせん委員会の指摘については真摯に受け止め、対応を検討したい。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年9月2日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対し、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であることを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年1月23日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第200号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、主として、国内メーカー等から商品を円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。海外から海外商社を通じて外貨建てで仕入れるものもあるが、ごく僅かな取引量であるため、為替リスクヘッジニーズは限定的であった。

	<ul style="list-style-type: none"> ・当社は、B銀行から十分に商品説明を受けておらず、勧められるままに本件契約を締結した。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社社長から、仕入商品が為替相場の影響を受けていることを聴取し、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社社長からの聴取結果等にもとづいてヘッジ対象額を把握し、ヘッジ比率の検証を行った。 ・当行は、A社社長に対して、本件契約の内容を十分に説明しており、説明方法に問題はなかったと考えている。 ・当行は、仕入価格と為替相場の相関分析が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年9月1日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が十分ではなかったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件各契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年1月31日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第201号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引について損害を賠償することを求める。 ・当社は、海外の原材料を国内商社を通して円建てで仕入れていることから、為替リスクヘッジニーズは存在しなかった。 ・B銀行から本件契約について説明を受けたが本件契約に伴うリスク及び解約清算金について十分に理解していなかった。 ・本件契約は、B銀行担当者の勧誘を断りきれず、付き合いで締結したものである。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行担当者はA社社長からの聴取により、原材料の仕入価格には為替リスクがある旨を聴取し、本件契約の勧誘に至った。 ・本件契約の締結に当たっては、A社社長に対し、本件契約の説明資料を交付するとともに口頭での説明も十分に行っていることから、説明義務の点では問題

	<p>なかったと考えている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・しかし、A社の仕入価格と為替相場の相関分析を行っていなかったことは認める。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 23 年9月9日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対し、A社の仕入価格と為替相場の相関分析、為替リスクヘッジニーズの把握が十分とはいえないことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年1月 16 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第203号
申立ての概要	不十分なヘッジニーズの検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、原材料を、海外から直接外貨建て又は国内の会社を通じて円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・直接外貨建ての輸入取引分については一定の為替リスクヘッジニーズが存在していたことを認める。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時の具体的リスク及び解約清算金等の具体的金額をよく把握しておらず、その内容を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流や輸入仕入額を把握した上、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあることを確認し、本件契約の勧誘に至った。 ・A社の実際の仕入額も聴取によるものであって、客観的資料により裏付けを取っていないことは認める。また、A社の財務耐久性の検証が不十分であったことは認める。 ・当行は、A社社長に対し、本件契約内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年2月

	<p>28日、A社とB銀行から事情聴取を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、平成24年3月21日付けであっせん手続を打ち切った。
--	---

事案番号	23年度(あ)第204号
申立ての概要	説明不十分で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、原材料を、海外から直接外貨建て又は国内の会社を通じて円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・直接外貨建ての輸入取引分については一定の為替リスクヘッジニーズが存在していたことを認める。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時の具体的リスク及び解約清算金等の具体的金額をよく把握しておらず、その内容を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流や輸入仕入額を把握した上、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、本件契約の取引期間が長期に過ぎることは認める。 ・当行は、A社社長に対し、本件契約内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年2月28日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、平成24年3月21日付けであっせん手続を打ち切った。

事案番号	23年度(あ)第205号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)	・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担

の申出内容	<p>することを求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当社は、商品を海外又は国内の輸入業者からいずれも円建てで値決めをして仕入れ、その加工品を国内の販売店等に主に円建てで販売している。 ・仕入価格は、為替相場ではなく、国内市場の需給による影響を大きく受けるものであるため、為替リスクヘッジニーズはなかった。 ・当社がB銀行担当者から受けた商品のリスクの説明は不十分であり、当社社長は、B銀行担当者に勧められるままに、本件契約を締結した。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社担当者からの聴取結果にもとづいて、A社の為替リスクヘッジニーズを把握した上で、本件契約を提案した。 ・当行は、A社の財務耐久性の検証が十分でなかったことは認める。 ・当行は、本件契約の内容を十分に説明しており、説明方法に問題はなかったと考えている。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 23 年9月15日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の商流の把握、為替リスクヘッジニーズ及び財務耐久性の検証が不十分であること等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年1月 12 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第206号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、商品を海外又は国内の輸入業者からいずれも円建てで値決めをして仕入れ、その加工品を国内の販売店等に主に円建てで販売している。 ・当社の仕入商品の価格は、為替相場ではなく、国内市場の需給による影響を大きく受けるものであるため、為替リスクヘッジニーズはなく、本件契約を締結する必要はなかった。 ・当社がB銀行担当者から受けた商品のリスクの説明は不十分であり、本件契約に伴うリスクについて十分に理解していなかった。 ・本件契約はB銀行との付き合いで締結したものである。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社担当者からの聴取により、商品を海外又は国内商社を通じて仕入れられていること、及び仕入価格が為替相場の影響を受けていることを確認した上、

	<p>A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を提案した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・A社の商品の仕入価格については為替相場との相関分析を行っておらず、為替リスクヘッジニーズが十分とはいえなかった可能性がある点は認める。 ・当行は、本件契約の内容を十分に説明しており、説明方法に問題はなかったと考えている。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 23 年9月 15 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズ及び財務耐久性の検証が不十分であること等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年1月 10 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第213号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外から商品を外貨建てで仕入れ、国内の取引先に円建てで販売している。 ・為替相場の変動による影響を販売価格に転嫁することができないため、当社には為替リスクヘッジニーズが存在することは認める。 ・当社社長は、B銀行から、本件契約の内容について一通りの説明を受け、当社社長が契約書等に記名押印したものの、本件契約の円高時のデメリット、解約清算金等の詳細については、十分な説明を受けることなく本件契約を締結した。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社社長からの聴取により、A社の商流を把握した上、為替リスクヘッジニーズがあると判断し、仕入高や売上の見通しについても確認の上、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、本件契約の締結に当たり、A社に対し十分な説明を行っており、説明義務の点で問題はなかったと認識している。 ・しかし、当行としては、あっせん委員会の指摘については真摯に受け止め、対応を検討したい。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 23 年9月 14 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。

	<ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、B銀行に対して、本件契約のヘッジ比率及びA社の財務耐久性の検証が十分であったとはいえないことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年2月 29 日付けで和解契約書を締結した。
--	---

事案番号	23年度(あ)第228号
申立ての概要	不十分なヘッジニーズの検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外産の商品を国内商社から円建てで又は海外業者から外貨建てで仕入れ、国内の取引先に販売している。 ・外貨建ての取引については、為替リスクヘッジニーズがあるものの、取引額自体が僅少であること、国内商社からの円建ての仕入価格は、販売価格を考慮した上で都度決定しており、為替リスクヘッジニーズは限定的であったことから、本件契約を締結する必要はなかった。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行担当者はA社の商流を確認し、外貨建ての取引があること、国内の商社からの仕入れについても為替の影響を受けることを聴取したことから、本件契約の締結に至った。 ・国内商社からの仕入について相関分析を行っていなかった点は認める。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 23 年9月 26 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの把握に係る検証が十分とはいえないことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年1月 23 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第231号
------	--------------

申立ての概要	不十分なヘッジニーズの検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外から国内商社を通じて外貨又は円建てで商品を仕入れるとともに、外貨建てで商品を直接仕入れ、国内において円建てで販売していることから、一定の為替リスクヘッジニーズは存在する。 ・本件契約は、当社の為替リスクヘッジニーズに比して過大なものであった。 ・当社がB銀行担当者から受けた商品内容やリスクの説明は、不十分なものであった。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行担当者は、A社社長からの聴取により、A社の商流を把握し、一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断したが、客観的資料等による検証が不十分であったことは認める。 ・当行は、本件契約の勧誘に際して、A社の財務耐久性の検証が十分でなかったことを認める。 ・当行は、本件契約の締結に際し、A社社長に対して資料を提示した上で、本件契約の内容やリスクについて説明しており、説明義務の観点からは問題なかったと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年10月3日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズ及び財務耐久性の検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年2月13日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第235号
申立ての概要	不十分なヘッジニーズの検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外から原材料を国内業者を通じて円建てで仕入れ、製品化した後国内向けに円建てで販売している。

	<ul style="list-style-type: none"> ・原材料の仕入価格には為替変動の影響があるものの、当該原材料の相場変動による影響の方が大きいと判断し、当社の為替リスクヘッジニーズは限定的である。 ・B銀行担当者から受けた本件契約の内容及びリスクの説明は不十分であり、当社社長は、それらを把握しないまま本件契約を締結させられた。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社社長からの聴取により、商流等を把握した上、為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行担当者は、本件契約の内容及び具体的リスクについて丁寧な説明を行っており、説明義務の観点から問題はなかったと判断している。 ・ヘッジ対象である原材料の仕入価格と為替相場の相関分析をしておらず、リスク対象額の検証が不十分であったことは認める。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年10月4日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社のリスク対象額の把握及びヘッジ比率の検証が十分とはいえないことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年2月6日付で和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第238号
申立ての概要	ヘッジニーズの検証が不十分なまま締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外から商品を外貨建てで又は国内の会社から円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・当社は、為替相場の変動の影響を販売価格に転嫁することは困難であったことから、一定の為替リスクヘッジニーズがあったことは認める。 ・当社は、本件契約の商品内容として円高時のデメリット等について、十分な説明を受けておらず、B銀行担当者から勧められるままに契約の締結に至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等によりA社の商流等を把握した上、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、本件契約の締結に際し、為替リスクヘッジニーズの検証も十分に行っていること、本件契約の内容及びリスク等について十分に説明を行っていること

	から、販売方法において、問題はなかったと考えている。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年10月11日及び同年12月8日の両日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、平成24年1月13日付けであっせん手続を打ち切った。

事案番号	23年度(あ)第240号
申立ての概要	不十分なヘッジニーズの検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外から商材を外貨建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・当社は為替相場の変動リスクを販売価格に転嫁することができるため、為替リスクヘッジニーズは限定的であった。 ・当社は、本件契約の内容及びリスク等の理解が不十分な状態で、B銀行担当者に勧められるままに、本件契約の締結に至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社担当者からの聴取により、A社の商流から外貨実需があることを確認し、為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社担当者はデリバティブ取引に関する知識や経験を有しており、本件契約の内容も十分理解していたと判断している。 ・当行は、本件契約締結時において、A社の財務耐久性の検証に十分とはいえなかった点があったことは認める。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年9月21日及び同年12月9日の両日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対し、A社の商流の把握及び財務耐久性の検証が不十分であったこと等を問題点として指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年2月7日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第261号
申立ての概要	説明不十分で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等の一部を負担することを求める。 ・当社は、海外の商品を直接外貨建てで、又は国内商社を通じて円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・当社の仕入価格は、為替相場の変動の影響を受けるため、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・本件契約の契約期間は長期に過ぎるものであり、現在の為替差損は当社の経常利益を超え、本業を圧迫している。 ・当社が、B銀行担当者から受けた商品リスクの説明は不十分であった。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取により、商流を把握した上、為替リスクヘッジニーズを確認し、本件契約の勧誘に至った。 ・本件契約の契約期間についても、当時のA社の売上高からすれば、十分に妥当なものと考えていたが、結果的には、A社の事業状況が悪化しており、その点で財務耐久性の検証が必ずしも十分とはいえない点は認める。 ・当行は、A社社長等に対し、本件契約の内容及びリスク等について十分説明しており、説明方法において問題はなかったと判断している。 ・A社社長は、本件契約以外においてもデリバティブ取引を行っており、知識、経験上の問題はなかったと判断している。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年9月26日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対し、本件契約の期間が長期に過ぎること及び財務耐久性の検証が十分でなかったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年1月5日付けで和解契約を締結した。

事案番号	23年度(あ)第264号
申立ての概要	不十分なヘッジニーズの検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)	・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担

の申出内容	<p>することを求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当社は、国内で生産・製造された商材及び既製商品を、国内の会社から円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。また、一部の商品は海外から外貨建てで仕入れている。 ・当社は、仕入商品のほとんどを国内の会社から円建てで仕入れていたことから、為替相場の影響はごく限定的であり、当社には為替リスクヘッジニーズがほとんど存在していなかった。 ・当社は、本件契約の内容及び具体的リスク等について、B銀行担当者から十分な説明を受けておらず、勧められるがまま本件契約の締結に至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社社長からの聴取等により、A社の商流や輸入仕入額を把握した上、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社社長からの聴取等によりヘッジ対象額を把握したが、客観的資料により裏付けを取っているものではないことは認める。 ・当行は、A社の財務耐久性の検証が不十分であったことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容及び具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年1月 31 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズ、財務耐久性の検証が十分ではなかったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社及びB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年3月 28 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第265号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、主に海外から商材を仕入れ、国内で販売している。仕入及び販売のいずれも、同一の外貨建てにより決済していることから、為替リスクヘッジニーズはなかった。

	<ul style="list-style-type: none"> ・当社は、B銀行から十分に商品の説明を受けておらず、本件契約に伴うリスクの理解が不十分なまま、契約を締結してしまった。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社社長及び担当者からの聴取により、A社が海外から商品を外貨で仕入れていることを把握した上、為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・仕入商品を国内において外貨建てで販売していることは把握していなかった。 ・当行は、本件契約の内容を十分に説明しており、説明方法に問題はなかったと考えている。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年10月7日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、平成24年1月23日付けであっせん手続を打ち切った。

事案番号	23年度(あ)第266号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求等
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外で製造された商品を、国内企業を通じて円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・商品の仕入価格は、為替相場以外の要因で変動することもある上、仕入価格の上昇分を販売価格に転嫁することが可能である。このような事情から、当社には為替リスクヘッジニーズは存在していなかった。 ・当社は、円高時の具体的リスク等について詳細な説明を受けないまま、B銀行との取引関係上、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社社長からの聴取により、A社の商流を把握した上、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を提案した。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容及びリスク等について、関係資料を用いて十分な説明を行っており、当行の説明方法やA社の理解に問題はなかったと考えている。 ・しかし、仕入価格と為替相場の相関分析を行っていない等為替リスクヘッジニーズの検証が、必ずしも十分ではなかった点は認める。

	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年10月5日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対し、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が必ずしも十分とはいえないことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年1月6日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第268号
申立ての概要	不十分なヘッジニーズの検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等の一部を負担することを求める。 ・当社は、国内において円建てで仕入れた商品を、海外へ外貨建てで輸出し、他方、異なる商品を海外から外貨建てで輸入し、国内へ円建てで販売している。 ・当社は、輸出輸入の双方の関係があるので、外貨建ての輸入額が輸出額を上回る場合にのみ、外貨の実需が生じる。 ・当社はB銀行から本件契約を締結するに当たって十分に説明を受けておらず、本件契約に伴うリスクをよく理解していなかった。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社社長からの聴取により、A社の商流を把握した上、為替リスクヘッジニーズがあると判断し、適切なヘッジ比率となるように本件契約を提案した。 ・当行は、A社のリスク対象額の把握及び財務耐久性の検証が不十分であったことは認める。 ・当行は、本件契約の内容を十分に説明しており、説明方法に問題はなかったと考えている。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年9月30日及び平成24年2月9日の両日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、平成24年2月23日付けであっせん手続を打ち切った。

事案番号	23年度(あ)第269号
申立ての概要	不十分な財務耐久性の検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等の一部を負担することを求める。 ・当社は、海外から商品を直接外貨建てで輸入して、国内企業に円建てで販売している。為替相場の影響を販売価格に転嫁しづらいため、当社に為替リスクヘッジニーズがあったことは認める。 ・当社は本件契約の具体的なリスクについて十分な理解のないまま、契約の締結に至った。 ・当社の財務体力からすると、本件契約の取引額は過大であり、取引期間は長すぎた。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社の聴取等により、A社の商流及び外貨の実需を把握した上、為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容及びリスク等について、所定の資料を用いて十分な説明を行っており、当行の説明方法やA社の理解に問題はなかったと判断している。 ・A社は、本件契約に関してA社に損失が発生した場合には、他の自己資産で対応することが可能であると当行に申し出ており、当行は、A社の財務体力についても問題ないものと判断した。 ・しかし、当行としては、あっせん委員会の指摘については真摯に受け止め、対応を検討したい。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年10月3日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の財務耐久性の検証が必ずしも十分ではなかったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年2月16日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第270号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)	・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担

の申出内容	<p>することを求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当社は、海外から直接外貨建てで商品を仕入れ、これを国内において円建てで販売していることから、為替リスクヘッジニーズ自体は存在する。 ・当社は、B銀行担当者から、本件契約のリスクに関する説明を十分に受けていない。 ・当社は、他の金融機関との間でもデリバティブ取引を行っており、当該取引を考慮すれば、結果的にオーバーヘッジとなっている。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取により、A社の商流及び輸入取引額を把握した上、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社のヘッジ対象額の検証が十分ではなかった可能性がある点は認める。 ・A社は、他の金融機関とも複数のデリバティブ取引を行っており、さらに、当行は、A社に対し、本件契約の説明を丁寧に行っていることから、A社は本件契約について十分理解した上で、契約の締結に至っていると判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 23 年9月 30 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、ヘッジ対象額の検証が十分であったとはいえないこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年1月 26 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23 年度(あ)第 272 号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等の一部を負担することを求める。 ・当社は、国内の会社から商品を円建てで仕入れ、国内において円建てで販売していることから、仕入価格は為替相場変動の影響を受けず、為替リスクヘッジニーズはなかった。 ・当社がB銀行から商品の説明を受け、当社で意思で本件契約を締結したことは認める。

<p>相手方銀行 (B銀行)の見解</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社から仕入価格が為替相場の影響を受けることを聴取し、為替リスクヘッジニーズがあるものと判断した。ただし、客観的な裏付となる資料による検証を十分に行っていないことは認める。 ・当行は、本件契約の内容を十分に説明しており、説明方法に問題はなかったと考えている。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
<p>あっせん 手続の結果</p>	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年10月24日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の仕入価格と為替相場の相関分析を行っていない等、為替リスクヘッジニーズの検証が十分とはいえないことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年2月2日付けで和解契約書を締結した。

<p>事案番号</p>	<p>23年度(あ)第273号</p>
<p>申立ての概要</p>	<p>ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求等</p>
<p>申立人の属性</p>	<p>法人</p>
<p>申立人(A社) の申出内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、国内の商社等を通じて円建てで商品を仕入れ、これを加工して国内において円建てで販売している。 ・当社の仕入価格は、仕入商品の原材料価格の変動の影響を受けるが、為替相場の影響は受けないため、為替リスクヘッジニーズはなかった。 ・当社が、B銀行担当者から受けた商品リスクの説明は不十分であり、理解しないまま本件契約の締結に至った。
<p>相手方銀行 (B銀行)の見解</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取により、商流を把握した上、為替リスクヘッジニーズを確認し、本件契約の勧誘に至った。 ・A社の仕入価格と為替相場との相関分析を十分に行っておらず、為替リスクヘッジニーズの検証が十分ではなかったことは認める。 ・当行は、本件契約締結に際し、本件契約の内容及びリスク等について十分説明しており、説明方法について問題はなかったと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意が

	ある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年10月13日、A社がB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対し、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が十分であったとはいえないこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年1月19日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第274号
申立ての概要	不十分なヘッジニーズの検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、国内の商社から円建て又は外貨建てで原材料を仕入れ、加工した上で国内の企業に円建てで販売している。外貨建ての仕入れのほか、一部海外における製造に係る加工賃の支払を外貨建てで行っていることから、一定の為替リスクヘッジニーズがあることは認める。 ・しかし、当社の実需額からみて、本件契約の取引額は過大であり、他行とのデリバティブ取引を含めた場合にはオーバーヘッジであることは明らかである。 ・当社社長は、B銀行担当者から、本件契約の内容やリスク等のデメリットについて十分な説明を受けておらず、勧められるまま契約の締結に至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行担当者は、A社社長からの聴取により、商社から海外の商品を外貨建てで購入していることを把握し、さらにA社からの要請もあったため、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社社長からの聴取結果及び客観的資料にもとづいて、A社の外貨建てによる取引額を把握し、ヘッジ対象額を判断した。 ・当行は、A社社長に対し、本件契約の内容やリスク等について資料を交付した上で十分に説明しており、問題はなかったと判断している。 ・A社は、他行とも複数のデリバティブ取引を行っており、本件契約のリスク及び内容について十分理解していたと考えている。 ・当行担当者は、A社社長から本件契約の行使期間前に他行のデリバティブ取引が終了することを聴取している。 ・しかし、当行としては、あっせん委員会の指摘については真摯に受け止め、対応を検討したい。

あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年10月21日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社のヘッジ対象額の検証が十分であったとはいえないこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年2月9日付けで和解契約書を締結した。
---------------	--

事案番号	23年度(あ)第276号
申立ての概要	不十分なヘッジニーズの検証で締結させられたデリバティブ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引について損害を賠償することを求める。 ・当社は、外国産の原料が含まれる商品を国内の会社を通じて円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・当社は、国内の会社を通じて円建てで仕入れていたため、仕入価格が為替相場変動の影響を受ける程度はわずかであり、当社には為替リスクヘッジニーズがほとんど存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、解約清算金等の具体的なリスクを十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流を把握した上、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社からの聴取によりヘッジ対象額を確認し、ヘッジ比率の検証を行ったが、仕入価格と為替相場の相関分析を行っていなかったこと等、為替リスクヘッジニーズの検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社役員に対し、本件契約内容及び具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法に問題はなかったものと判断している。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年10月21日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、仕入価格と為替相場の相関分析を行っていなかったこと等、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったこと等

	<p>を指摘した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その上で、あっせん委員会は、B銀行がA社に対し一定の解決金を支払うというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年1月6日付けで和解契約書を締結した。
--	--

事案番号	23年度(あ)第278号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、基本的に、国内から国内製品を仕入れて国内で販売しており、海外製品の仕入れは行っていないため、為替リスクヘッジニーズはない。 ・当社が例外的に行っていた海外製品の間接貿易取引についても、当社は輸入代行業務として行っていたものであり、手数料を得るのみで為替リスクは負担していない。 ・B銀行担当者は、主に当社の経理担当者に対して本件契約の説明を行っているものの、当社社長には直接十分な説明を行わなかった。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取結果により、A社の間接貿易取引について為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・A社の銀行取引窓口である経理担当者は金融機関に勤務した経験があったことから、本件契約の内容を十分に理解する能力があり、A社に対しての説明方法や理解に問題はなかったと判断している。 ・当行担当者は、A社社長の意向を確認した上で本件契約の締結に至っている。 ・当行は、A社の為替リスクヘッジニーズの検証に不十分な点があったことは認める。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年10月5日及び同年11月4日の両日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が十分とはいえないことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。

	・平成 24 年 2 月 27 日付けで和解契約書を締結した。
--	---------------------------------

事案番号	23 年度(あ)第 279 号
申立ての概要	説明不十分で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、商品を国内の商社を通じて円建てで仕入れて、国内において円建てで販売をしているが、主な仕入商品は海外で生産されたものであり、外貨ベースで仕入単価を決めていたことから、一定の為替リスクヘッジニーズは存在していた。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時の具体的リスク等について十分に説明をされないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流を把握しており、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、統計データからA社の仕入価格と為替相場の相関分析を行っているが、必ずしも十分なものではなかったことを認める。 ・当行は、A社社長に対し、本件契約内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 23 年 10 月 12 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、円高が一定程度進んだ場合のリスクに関する説明が不十分であったこと、及びA社の為替リスクヘッジニーズや財務耐久性の検証が必ずしも十分ではなかったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年 1 月 18 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23 年度(あ)第 281 号
申立ての概要	不十分なヘッジニーズの検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求

申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等の一部を負担することを求める。 ・当社は、海外の商品を国内の会社から円建てで仕入れ、国内の取引先に円建てで販売しており、外貨の実需はないものの、仕入価格に為替相場の変動の影響が一定程度あることは認める。 ・B銀行からは、本件契約のデメリット等について説明を十分に受けておらず、理解しないまま契約に至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社から仕入価格が為替相場の変動の影響を受けることを聴取し、為替リスクヘッジニーズを確認の上、本件契約の勧誘に至った。 ・A社の仕入価格と為替相場の相関分析を行っておらず、為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったと考えている。 ・当行は、本件契約の締結に当たって、A社の財務耐久性の検証を行い、問題がないと判断した。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年10月13日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の商流の把握及び為替リスクヘッジニーズの検証が十分とはいえないことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年1月11日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第283号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、国内の商社からは円建てで、海外の企業からは外貨建てで商材を仕入れ、国内の企業に円建てで販売している。 ・当社の商材の仕入価格は為替相場の変動の影響を受けるが、本件契約の取引額は実需を超えるものであり、為替差損が本業を圧迫している。 ・当社は、B銀行担当者から、本件契約の内容やリスク等のデメリットについて、十分な説明を受けておらず、勧められるまま本件契約の締結に至った。

<p>相手方銀行 (B銀行)の見解</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当行担当者は、A社からの聴取等により、A社の商流を把握した上、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の商社からの仕入価格と為替相場の相関分析が不十分であったことを認める。 ・当行は、A社が本件契約締結時に他行とのデリバティブ取引の存在については確認をしたものの、正確な取引額を把握できていなかった。 ・当行は、本件契約締結に際し、A社担当者に対し、本件契約の内容やリスク等について資料を交付した上で十分に説明しており、問題はなかったと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
<p>あっせん 手続の結果</p>	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年10月4日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、本件契約のヘッジ比率がA社にとって過大であったこと、及びA社の仕入価格と為替相場の相関分析が十分とはいえないこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年1月20日付けで和解契約書を締結した。

<p>事案番号</p>	<p>23年度(あ)第284号</p>
<p>申立ての概要</p>	<p>不十分なヘッジニーズの検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求</p>
<p>申立人の属性</p>	<p>法人</p>
<p>申立人(A社) の申出内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、国内の商社からは円建てで、海外の企業からは外貨建てで商材を仕入れ、国内の企業に円建てで販売しており、一定の為替リスクヘッジニーズはある。しかし、当社の実需額からみて、本件契約の取引額は過大である。 ・当社は、B銀行担当者から、本件契約の内容やリスク等のデメリットについて、十分な説明を受けておらず、勧められるまま本件契約の締結に至った。
<p>相手方銀行 (B銀行)の見解</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当行担当者は、A社の商流を把握し、海外から商品を直接輸入し外貨決済を行っていること、及び商社からの仕入価格も為替の影響を受けていることを聴取したため、本件契約の勧誘に至った。 ・当行はA社の仕入額の確認及び財務耐久性の検証を行っている。 ・当行は、A社の商社からの仕入価格と為替相場の相関分析が不十分であった

	<p>ことは認める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当行は、本件契約締結に際し、A社担当者に対し、本件契約の内容やリスク等について資料を交付した上で十分に説明しており、問題はなかったと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年10月4日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の仕入価格と為替相場の相関分析をしていなかった等、為替リスクヘッジニーズの検証が十分とはいえないことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年1月20日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第285号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金の一部を負担することを求める。 ・当社は、国内業者から商材を仕入れ、国内で販売している。また、一部の商材は海外から国内業者を通じて外貨建てで仕入れ、外貨建てで国内業者へ販売している。 ・海外から仕入れる商材については、仕入価格に一定の手数料等を加えて販売価格を決定し、決済も外貨建てであることから、当社に為替リスクヘッジニーズはなかった。 ・当社は、B銀行担当者の本件契約内容やリスクに関する説明が不十分なものであったため、あまりよく理解できないまま本件契約を締結した。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取により、A社の商流等を確認し、為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の締結に至った。 ・当行は、A社が主張している販売価格決定方法までは把握していなかった。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容及びリスク等について十分な説明を行った。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年10月

	<p>20日、A社とB銀行から事情聴取を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、B銀行に対し、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が十分ではなかったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年1月17日付けで和解契約書を締結した。
--	---

事案番号	23年度(あ)第287号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外の業者から商品を外貨建てで輸入し国内で販売するほか、国内業者から仕入れた原材料を海外の工場で製品へ加工しており、加工賃を外貨建てで支払っている。 ・外貨の支払があることから、一定の為替リスクヘッジニーズはあるものの、本件契約の取引額は、当社の外貨の実需額を超えるものである。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社社長からの聴取結果により、A社の商流及び為替リスクヘッジニーズを把握し、適切なヘッジ比率となるように本件契約の勧誘に至った。 ・A社の外貨の実需額の把握が正確ではなかった点は認める。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年9月30日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対し、A社のヘッジ対象額の把握及び財務耐久性の検証が必ずしも十分とはいえなかったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年1月5日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第295号
申立ての概要	不十分なヘッジニーズの検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求

申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外で生産された商品を国内の会社を通じて円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・当社の商品の仕入価格は、需給バランス等の要因に影響されることが多く、為替相場変動の影響は小さい上、販売先に対し仕入価格の上昇を転嫁する交渉ができるため、当社の為替リスクヘッジニーズは乏しかった。 ・当社は、本件契約の取引内容について、B銀行担当者から十分な説明を受けておらず、勧められるまま本件契約の締結に至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社役員からの聴取により、A社の商流や輸入仕入額を把握した上、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の仕入価格等について客観的資料を確認せず、仕入価格と為替相場の相関分析を行っていなかったことは認める。 ・当行は、A社役員に対し、本件契約内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年11月2日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の仕入価格と為替相場の相関分析を行っていなかったこと等為替リスクヘッジニーズの検証が必ずしも十分ではなかったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年2月3日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第298号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、国内から商品を円建てで仕入れて、国内において円建てで販売している。

	<ul style="list-style-type: none"> ・当社は、直接、間接を問わず、海外から商品を仕入れておらず、為替リスクヘッジニーズは存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、契約内容の詳細をよく理解できず、勧められるまま本件契約の締結に至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社社長からの聴取により、A社の商流を把握した上、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社社長に対し、本件契約の内容について提案書を用いて説明しており、説明方法に問題はなかったものと判断している。 ・当行は、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったことは認める。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年11月14日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の商流の把握及び為替リスクヘッジニーズの検証が十分とはいえなかったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年2月13日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第304号
申立ての概要	不十分な財務耐久性の検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金を負担することを求める。 ・当社は、海外の商社等を通じて外貨建てで商品を仕入れ、円建てで国内業者へ販売している。 ・当社の仕入価格は、為替相場の変動の影響を受けており、これを販売価格に転嫁することができないため、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・しかし、本件契約に伴うリスクは、当社のような小規模な会社には過大なものであった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の円高時のリスク等について十分な説明を受けていない。

<p>相手方銀行 (B銀行)の見解</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取により、商流を把握した上、為替リスクヘッジニーズを確認し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、本件契約締結に際し、A社社長等に対し、本件契約の内容及びリスク等について十分説明しており、説明義務の観点からは問題はなかったと判断している。 ・A社は、本件契約以外に複数のデリバティブ取引を行っており、知識及び経験上の問題はなかったと判断している。 ・当行は、A社の財務耐久性の検証が十分でなかったことを認める。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金の一部を負担する用意がある。
<p>あっせん 手続の結果</p>	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年10月19日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対し、財務耐久性の検証が十分でなかったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年1月26日付けで和解契約書を締結した。

<p>事案番号</p>	<p>23年度(あ)第305号</p>
<p>申立ての概要</p>	<p>過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求</p>
<p>申立人の属性</p>	<p>法人</p>
<p>申立人(A社) の申出内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外の商社等を通じて外貨建てで商品を仕入れ、円建てで国内業者へ販売している。 ・当社の仕入価格は、為替相場の変動の影響を受けており、これを販売価格に転嫁することができないため当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社が他行との間でも締結しているデリバティブ取引の取引額を勘案すると、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時のリスク及び解約清算金等について十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。

<p>相手方銀行 (B銀行)の見解</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、A社の商流や輸入仕入額を把握した上、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社に対し、本件契約内容について十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、A社と他行とのデリバティブ取引については一部しか把握していなかったため、結果としてヘッジ比率が過大であったことや、A社の財務耐久性についての検証が不十分であったことを認める。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
<p>あっせん 手続の結果</p>	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年10月26日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、ヘッジ比率及び財務耐久性の検証が必ずしも十分ではなかったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年1月17日付けで和解契約書を締結した。

<p>事案番号</p>	<p>23年度(あ)第306号</p>
<p>申立ての概要</p>	<p>不十分な財務耐久性の検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求</p>
<p>申立人の属性</p>	<p>法人</p>
<p>申立人(A社) の申出内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金を負担することを求める。 ・当社は、海外の商社等を通じて外貨建てで商品を仕入れ、円建てで国内業者へ販売している。 ・当社の仕入価格は、為替相場の変動の影響を受け、これを販売価格へ転嫁することができないため、為替リスクヘッジニーズは一定程度あった。 ・しかしながら、本件契約に伴うリスクは、他行で行っていたデリバティブ取引も勘案すると、当社のような小規模な会社には過大なものであった。 ・当社は、円高時における本件契約の具体的なリスクの説明をB銀行担当者から十分に受けていない。
<p>相手方銀行 (B銀行)の見解</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取により、商流を把握した上、為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社社長から、他行とのデリバティブ取引の状況を聴取したが、正確な説明を受けていなかったため、円高時のリスクや解約清算金等について正確に把握することはできなかった。

	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、本件契約締結に際し、本件契約の内容及びリスク等について十分な説明をしており、他行でデリバティブ取引を行っていたことも勘案すると、A社社長は商品内容を理解した上で、本件契約の締結に至ったと考えている。 ・当行は、A社が十分な自己資本を保有していること等から、本件契約のリスクに対する財務耐久性に問題はないと判断した。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年10月19日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対し、A社の財務耐久性の検証が必ずしも十分でなかったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年2月7日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第313号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、国内の商品を円建てで仕入れるとともに、海外の商品を国内の商社を通じて円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。仕入価格は年間を通じて一定であり、為替リスクヘッジニーズはなかった。 ・当社は、B銀行から、本件契約の内容について円高時のリスク等について十分な説明は受けておらず、勧められるままに本件契約を締結した。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社から、A社の商流及びその仕入商品が為替相場の影響を受けていることを聴取した上、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社社長からの聴取結果にもとづいてヘッジ対象額を把握し、ヘッジ比率の検証を行ったものの、仕入価格と為替相場の相関分析を行わなかった点は認める。 ・当行は、A社社長に対して、本件契約の内容及びリスクを十分に説明しており、説明方法に問題はなかったと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年10月

	<p>5日、A社とB銀行から事情聴取を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が十分ではなかったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年1月10日付けで和解契約書を締結した。
--	---

事案番号	23年度(あ)第318号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、国内で商材を円建てで仕入れ、国内で円建てで販売している。 ・当社の仕入価格は為替相場の変動以外の要因により決定されており、さらに、仕入価格の変動を販売価格に一定程度転嫁できていたため、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時の具体的リスクを十分に理解できないまま、本件契約の締結に至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社社長からの聴取等により、A社の商流等を把握した上、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、本件契約の締結に際し、A社に対し、本件契約の内容について十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったと判断している。 ・当行は、本件契約の勧誘に当たり、為替リスクヘッジニーズや財務耐久性の検証に不十分な点があったことは認める。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年10月25日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対し、A社の為替リスクヘッジニーズ、財務耐久性の検証が必ずしも十分に行われていないこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年1月10日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第319号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、主に海外から商材を外貨建てで仕入れ、製造した商品を国内で外貨建てで販売していることから、為替リスクヘッジニーズはなかった。 ・当社は、B銀行担当者から十分に商品の説明を受けておらず、本件契約に伴うリスクを十分に理解しないまま本件契約の締結に至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社社長からの聴取により、A社が商品を海外から外貨建てで仕入れ、販売も全て外貨建てで行っているものの、仕入部分についてはリスクヘッジを必要とする旨を把握したため、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社社長に対し、本件契約の内容について十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年10月25日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、平成24年1月23日付けであっせん手続を打ち切った。

事案番号	23年度(あ)第320号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引について損害を賠償することを求める。 ・当社は、国内の製造業者から原材料を円建てで仕入れ、加工した上で、国内の販売先へ円建てで販売している。 ・原材料は、海外から輸入されたものであるが、仕入価格は為替相場よりも市場の相場変動による影響を受けること、また仕入価格の変動を販売価格へ転嫁できたことから、為替リスクヘッジニーズはなかった。 ・当社は、B銀行担当者から、本件契約締結にあたって、十分な説明を受けてお

	らず、本件契約の円高時の具体的リスクを十分に理解していなかった。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社前社長からの聴取等により、A社の商流を把握した上、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、適切なヘッジ比率となるように本件契約を提案した。 ・当行は、原材料の仕入価格と為替相場の相関分析を適切に行っている。 ・当行は、本件契約の内容を十分に説明しており、説明方法に問題はなかったと判断している。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年10月11日及び同年12月9日の両日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、仕入価格と為替相場との相関分析を行ってはいるものの、為替相場との強い連関性を示すものではないことから、為替リスクヘッジニーズの判断の合理性に若干の疑義があること等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、B銀行がA社に対し一定の解決金を支払うというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年1月17日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第324号
申立ての概要	不十分なヘッジニーズの検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外から商材を外貨建てで仕入れ、製造した商品を国内で外貨建てで販売していることから為替リスクヘッジニーズはなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、本件契約に伴うリスクについて具体的な説明を受けず、十分に理解しないまま、本件契約の締結に至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社社長からの聴取により、A社の商流及び当該商流において仕入部分についてリスクヘッジを必要とする旨を把握したため、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社社長に対し、本件契約の内容について十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったと判断している。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年11月4日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、

	あっせん成立の見込みがないことから、平成 24 年 1 月 23 日付けであっせん手続を打ち切った。
--	--

事案番号	23 年度(あ)第 325 号
申立ての概要	説明不十分で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外又は国内で生産された製品を国内の業者を通じて円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。当社の仕入先は、商材の一部を海外から輸入している。 ・当社は、当該仕入先を通じて円建てで製品を仕入れており、製品の価格は、為替相場変動の影響をほとんど受けていなかったため、当社には、為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時の具体的なリスクをよく理解しないまま、本件契約の締結に至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行担当者は、A社からの聴取等により、A社の商流や輸入額を把握した上、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容や具体的リスク等について十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、A社の仕入価格と為替相場の相関分析を行っていなかったことは認める。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 23 年 11 月 8 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の仕入価格と為替相場の相関分析を行っておらず、為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年 1 月 26 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第327号
申立ての概要	不十分なヘッジニーズの検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、商材の一部を海外から外貨建てで仕入れ、国内の業者に円建てで販売している。 ・当社は、為替相場変動の影響を販売価格に転嫁することはできないため、一定の為替リスクヘッジニーズは存在する。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容やリスク等について十分な説明を受けておらず、執拗な勧誘を断り切れずに本件契約を締結した。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行担当者は、A社からの聴取及び客観的資料により、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断したが、そのうちの一部については、A社からの聴取のみで客観的資料を徴求しなかったことは認める。 ・本件契約を締結するに当たり、当行担当者は、A社に対し、本件契約の内容及びリスク等について十分な説明を行っており、説明義務の点で問題はなかったと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年10月20日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社における為替リスクヘッジニーズの検証が必ずしも十分ではなかったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年2月9日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第333号
申立ての概要	不十分なヘッジニーズの検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金を負担することを求める。 ・当社は、海外で製造された商品を国内の会社を通じて円建てで仕入れ、国内において円建てで販売していたことから、為替リスクヘッジニーズは乏しかった。

	<ul style="list-style-type: none"> ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時の具体的リスクについては十分な説明を受けておらず、円高時の損失リスク及び解約清算金について十分に理解しないまま、本件契約の締結に至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社社長からの聴取により、A社の商流、仕入価格及び販売価格を把握した上、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社社長から為替リスクヘッジニーズがあることを聴取したものの、仕入価格と為替相場の相関分析を行っていなかったことは認める。 ・当行は、A社社長に対し、本件契約内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年10月28日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の仕入価格と為替相場の相関分析を行っていなかったこと等、為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年2月10日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第335号
申立ての概要	不十分なヘッジニーズの検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外で製造された商品を国内の会社を通じて円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・当社は、商品を国内の会社を通じて円建てで仕入れていたところ、為替相場変動の影響を販売価格に転嫁できない場合もあるため、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、その内容及び具体的リスク等について十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。

<p>相手方銀行 (B銀行)の見解</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社社長からの聴取等により、A社の商流や仕入額を把握した上、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であり、結果としてオーバーヘッジとなっていた可能性があることは認める。 ・当行は、A社の仕入価格と為替相場の相関分析を十分に行っていなかったことは認める。 ・当行は、A社担当者に対し、本件契約内容等について十分な説明を行っており、問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
<p>あっせん 手続の結果</p>	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年11月14日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の外貨実需額の把握、為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年2月20日付けで和解契約書を締結した。

<p>事案番号</p>	<p>23年度(あ)第336号</p>
<p>申立ての概要</p>	<p>過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求</p>
<p>申立人の属性</p>	<p>法人</p>
<p>申立人(A社) の申出内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外で製造された商品を直接外貨建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・当社は、仕入価格に係る為替相場の変動の影響を販売価格へ転嫁することができなかったため、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社は、当時、すでにB銀行及び他行との間で複数のデリバティブ取引を行っており、本件契約は当社の為替リスクヘッジニーズを超えるものであった。 ・当社社長は、B銀行担当者から円高時のリスクを十分に説明されず、本件契約のリスクやデメリットを理解することなく、本件契約を締結した。
<p>相手方銀行 (B銀行)の見解</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社社長からの聴取等により、A社が直接貿易をしていることや輸入仕入額を把握した上、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社社長から、他行とすでに複数のデリバティブ取引を行っていること

	<p>を聴取してヘッジ比率を算出したが、A社の為替リスクヘッジニーズ及びヘッジ比率の検証がやや不十分であったことは認める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社の財務耐久性の検証が不十分であったことも認める。 ・当行は、A社社長に対し、本件契約内容及びリスク等について十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年11月1日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の財務耐久性、リスク対象額及びヘッジ比率の検証が必ずしも十分とはいえなかったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年2月21日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第337号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外で製造された商品を直接外貨建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・当社は、仕入価格に係る為替相場の変動の影響を販売価格へ転嫁することができなかったため、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社の外貨実需等を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時の具体的リスクをよく理解できないまま本件契約を締結した。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社社長からの聴取等により、A社が直接貿易をしていることや輸入仕入額を把握した上、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、他行とのデリバティブ取引の取扱額を考慮して本件契約の勧誘に至ったが、結果としてヘッジ比率が過大であったことは認める。 ・当行は、A社社長に対し、本件契約内容等について十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。

	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年11月1日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の財務耐久性、リスク対象額及びヘッジ比率の検証が必ずしも十分とはいえなかったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年2月3日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第338号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、主に海外の商品を直接外貨建て又は円建てで仕入れ、これらを国内において円建てで販売している。外貨実需があることから、一定の為替リスクヘッジニーズは存在していた。しかし、本件契約の取引額は実需を超えるものであり、ヘッジ比率は過大であった。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社担当者からの聴取により、A社の商流として直接輸入を行っていることから、為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・もともと、当行が判断したA社の輸入仕入額の見込みは聴取によるものであって、客観的資料による裏付けを取っていなかったことを認める。 ・当行は、本件契約内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年11月1日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の輸入仕入額の把握、及びA社の財務耐久性の検証が不十分であったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。

	・平成 24 年1月 31 日付けで和解契約書を締結した。
--	-------------------------------

事案番号	23 年度(あ)第 339 号
申立ての概要	説明不十分で締結させられたデリバティブ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引について損害を賠償することを求める。 ・当社は、商材を海外から直接外貨建てで仕入れ、又は国内の商社から円建てで仕入れ、国内の顧客に円建てで販売している。 ・当社は、商材を海外から外貨建てで輸入しており、当社に一定の為替リスクヘッジニーズが存在していたことは認める。 ・当社は、デリバティブ取引の内容について、B銀行担当者から円高時のリスク、解約清算金等について十分な説明を受けておらず、勧められるがまま本件契約の締結に至った。 ・本件契約の為替差損が本業を圧迫している。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社社長からの聴取等により、A社が直接貿易をしていることや輸入仕入額を把握した上、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあることを確認し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の本件契約に係る為替差損に対する財務耐久性の検証が不十分であったことは認める。 ・当行は、A社社長に対し、本件契約の内容及びリスク等について事前確認資料を用いて説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約について一定の負担をする用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 23 年 10 月 27 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の財務耐久性の検証が必ずしも十分とはいえなかったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、B銀行が一定の解決金を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年1月 12 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23 年度(あ)第 342 号
------	-----------------

申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外産の原料を用いた商品を国内の業者を通じて円建てで仕入れ、それを加工した上、国内において円建てで販売している。 ・商品の仕入価格は主に為替変動以外の要因により決定され、さらに、仕入価格上昇分は販売価格に転嫁できていたため、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、その内容を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社社長からの聴取等により、A社の商流や仕入額を把握した上、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・A社の実際の商流等も聴取によるものであって、客観的資料により裏付けを取っているものではないことからすれば、為替リスクヘッジニーズの検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社社長に対し、本件契約内容等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年11月18日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズ及び財務耐久性の検証が必ずしも十分でなかったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が一定の解約清算金等を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年2月28日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第344号
申立ての概要	不十分なヘッジニーズの検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金の一部を負担することを求める。 ・当社は、国内において円建てで仕入れた原材料等を、製品化し、国内において円建てで販売している。

	<ul style="list-style-type: none"> ・国内での仕入れではあるが、仕入品の原材料のほとんどが海外からの輸入品であるため、仕入価格は為替相場の影響を一定程度は受けるものの、当該原材料の市況相場の影響をより強く受けるため、為替リスクヘッジニーズは限定的であった。 ・当社はB銀行から本件契約を締結するに当たって十分に説明を受けておらず、本件契約の内容をよく理解していなかった。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社社長からの聴取等により、A社の為替リスクヘッジニーズを把握し、適切なヘッジ比率となるように本件契約を提案した。 ・当行は、A社の為替リスクヘッジニーズ及び財務耐久性の検証が不十分であったことは認める。 ・当行は、本件契約の内容を十分に説明しており、説明方法に問題はなかったと考えている。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年10月26日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズ及び財務耐久性の検証が十分とはいえなかったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年2月10日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第345号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、国内の会社から商品を円建てで仕入れ、それを国内において円建てで販売している。 ・当社は、一部輸入品を取り扱っているものの、取引量は僅かである。 ・輸入品の仕入価格は、為替相場ではなく、主に国内の市場価格の影響を受けて決定されるものであることから、当社にはほとんど為替リスクヘッジニーズはなかった。 ・当社は、本件契約締結の際に、B銀行の担当者から商品内容の詳しい説明は受けていない。
相手方銀行	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社の仕入商品には相応の割合の輸入品が含まれており、問屋等から

(B銀行)の見解	<p>の仕入価格は為替相場の影響を受けている旨聴取したことから、為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・輸入品に係る仕入価格と為替相場の相関分析は行っていない。 ・本件契約の締結に当たり、A社社長に対して資料を提示しながら説明を十分に行っていることから、説明方法について問題はなかったと考えている。 ・当行は本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年10月20日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、輸入品の特定や、その仕入高について客観的資料による確認を行っていないこと、相関分析を行っていないこと等から、為替リスクヘッジニーズの検証が必ずしも十分ではなかった点等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年1月25日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第348号
申立ての概要	不十分な財務耐久性の検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金を負担することを求める。 ・当社は、海外で製造された商品を海外の会社を通じてドル建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・当社の商品の仕入価格は、為替相場の影響を受けるものであり、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在した。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時の具体的リスク等をよく認識しておらず、その内容を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社社長からの聴取等により、A社の商流及び仕入価格が為替相場の影響を受けることを把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社社長に対し、本件契約における具体的リスク等について十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、A社の財務耐久性の検証が不十分であったことは認める。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金の一部を負担する用意があ

	る。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年12月13日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の財務耐久性の検証が不十分であったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年3月7日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第351号
申立ての概要	不十分なヘッジニーズの検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外で生産された商品を国内の会社を通じて円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・当社の仕入価格は為替相場以外の要因によって決定され、決済も円建てであったため、当社には為替リスクヘッジニーズがほとんど存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時の具体的リスクをよく理解できないまま、本件契約の締結に至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社社長からの聴取等により、A社の商流や輸入仕入額を把握した上、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・A社社長からの聴取によりヘッジ対象額を把握し、本件契約のヘッジ比率を算出している。 ・当行は、仕入価格と為替相場の相関分析を行っていなかったこと、及びA社の財務耐久性の検証が不十分であったことは認める。 ・当行は、A社社長に対し、本件契約内容及び具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年10月28日、A社とB銀行から事情聴取を行った。

	<ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の仕入商品の仕入価格と為替相場の相関分析を行っていなかったこと等、為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年1月30日付けで和解契約書を締結した。
--	---

事案番号	23年度(あ)第354号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、商材を海外の企業から外貨建てで仕入れ、国内の企業に円建てで販売していることから為替リスクヘッジニーズは存在する。 ・しかし、本件契約の取引額は、他行とのデリバティブ取引を含めると、実需を超えるものであった。 ・当社は、B銀行担当者から、本件契約の内容やリスク等のデメリットについて、十分な説明を受けておらず、理解も不十分であり、B銀行担当者から勧められるまま、本件契約の締結に至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社社長からの聴取により、A社が海外から商品を直接輸入し、外貨決済を行っていることを確認し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の財務状況や仕入額から見て、本件契約の取引額は適切なものであったと判断している。 ・当行は、申立人が本件契約締結時に他行とデリバティブ取引を行っていることは把握していなかった。 ・当行は、A社社長に対し、具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年11月9日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、平成24年1月6日付けであっせん手続を打ち切った。

事案番号	23年度(あ)第355号
申立ての概要	不十分なヘッジニーズの検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外で製造された商品を国内商社から円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・海外の商品を仕入れている以上、為替の影響がないわけではないが、当社の仕入価格が主に他の要因により決定されることから、為替リスクヘッジニーズは限定的であった。 ・当社は、B銀行担当者から、本件契約の内容やリスク等について十分な説明を受けておらず、B銀行との付き合いを勘案して、本件契約の締結に至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社担当者からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の仕入価格と為替相場の相関分析及び財務耐久性の検証が不十分であったことを認める。 ・当行は、本件契約の内容及び具体的リスク等について、事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年10月27日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対し、A社の仕入価格と為替相場の相関分析を行っていないこと及び財務耐久性の検証が不十分であったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年1月17日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第356号
申立ての概要	不十分なヘッジニーズの検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)	・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担

の申出内容	<p>することを求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当社は、海外又は国内会社から商材を仕入れ、加工後国内の取引先に円建てで商品を販売している。海外からの仕入は直接外貨建てで輸入していたため、一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・しかし、当社の外貨実需等を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、B銀行担当者から、本件契約の内容等について、十分な説明を受けておらず、よく理解しないまま本件契約の締結に至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社が海外から外貨建てで商材を仕入れること等の商流を把握した上、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の提案に至った。 ・当行は、本件契約を勧誘するに当たり、A社から国内からの仕入れを海外へシフトし、外貨建て決済が増加する見込みであると聴取したことを踏まえ、将来的なリスク対象額を推定し、本件契約の締結に至った。 ・当行は、A社における国内会社を通じた間接的な輸入仕入に関し、仕入価格と為替相場の相関分析を行っていないことは認める。 ・当行は、本件契約の締結に当たって、A社の財務状況等を検証し、財務耐久性があると判断した。 ・当行は、A社役員に対し、本件契約の内容等について、事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、問題はなかったと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年10月31日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズ及び財務耐久性の検証が十分とはいえなかったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年2月21日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第357号
申立ての概要	不十分な財務耐久性の検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。

	<ul style="list-style-type: none"> ・当社は、国内会社から円建てで仕入れた材料を加工して部品を製造し、国内の取引先に円建てで販売している。 ・当社における材料の仕入価格は、材料相場の変動による影響を受けるものであり、これを取引先への販売価格に転嫁することは困難であることから、当社には材料価格の変動に対するリスクヘッジニーズが存在した。 ・本件契約は為替相場の影響も受け、本件契約締結時よりもかなり円高になっていることから、本件契約による損失が生じている。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社役員からの聴取及び仕入先の請求書等により、A社の仕入額を把握した上、A社に一定の材料価格の変動に関するリスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は本件契約の締結に関して大きな問題点があるとは判断していない。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年10月27日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、財務耐久性に関する検証が十分とはいえない点を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年2月16日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第364号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、国内及び海外で製造された商品を国内の商社を通じて円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・当社の仕入価格は為替相場以外の要因により決定されることから、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、その内容を十分に理解しないまま、B銀行担当者の積極的な勧誘を断ることができず、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社社長からの聴取等により、A社の商流や商社を通じた海外製品の仕入額を把握した上、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあることを確認し、本件契約の勧誘に至った。 ・A社の海外製品の商社を通じた仕入額も聴取によるものであって、客観的資料

	<p>による裏付けを取っているものではないことから、為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったこと及び仕入価格と為替相場の相関分析を行っていなかったことは認める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社社長に対し、本件契約内容及び具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行担当者が強引な勧誘を行ったことはなく、むしろA社社長が積極的に本件契約締結を希望した。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年11月21日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証等が十分とはいえなかったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年2月6日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第365号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外で製造された商品を直接外貨建て又は国内の会社を通じて円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・国内の会社を通じた仕入については、為替リスクヘッジニーズがないわけではないが、当社の実需等を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受け、その内容及び具体的リスク等について理解していたが、本件契約を締結すれば与信判断において考慮されると言われたことから、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社社長からの聴取等により、A社の商流や仕入額を把握した上、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、仕入額等の裏づけとなる客観的資料を徴求しなかったことは認める。 ・当行は、A社社長に対し、本件契約内容及びリスク等について資料を交付した

	<p>上で十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったと考えている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・A社は、本件契約の前後において、複数の金融機関と種々のデリバティブ取引を行っており、本件契約の内容やリスクについて、十分に理解していたと判断している。 ・本件契約と与信判断を関連付けた勧誘は行っていない。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年11月15日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、ヘッジ対象額の把握、ヘッジ比率の検証及びA社の財務耐久性の検証が不十分であったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年3月1日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第373号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外の商品を国内の会社を通じて円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・当社の取扱商品の仕入価格は、為替相場の変動以外の要因でほとんど決まり、決済も円建てであること、さらに仕入価格の上昇分は販売価格に一定程度転嫁できたことから、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、その内容を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社社長からの聴取等により、A社の商流や輸入仕入額を把握した上、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社社長からの聴取によりヘッジ対象額を把握し、ヘッジ比率の検証を行った。 ・当行は、仕入価格と為替相場の相関分析を行っていなかったことは認める。 ・当行は、A社社長に対し、本件契約内容及び具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったも

	<p>のと判断している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年10月26日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、仕入価格と為替相場の相関分析を行っていなかったこと、及びA社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年1月26日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第374号
申立ての概要	不十分な財務耐久性の検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外から商品を外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売している。為替相場の変動による仕入価格の上昇を販売価格に転嫁することはできないため、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時の具体的リスクについて十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。 ・当社の財務状況は、本件契約の円高時のリスクに耐えうるものではない。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行担当者は、A社社長からの聴取等により、A社の商流や輸入仕入額を把握した上、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の財務耐久性の検証が不十分であったことは認める。 ・当行は、A社社長に対し、本件契約の内容及びリスク等について十分な説明を行っており、説明方法の点で問題はなかったと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年10月31日、A社とB銀行から事情聴取を行った。

	<ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の財務耐久性の検証が必ずしも十分ではなかったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年1月 24 日付けで和解契約書を締結した。
--	--

事案番号	23年度(あ)第377号
申立ての概要	説明不十分で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外から商品を外貨建てで輸入するとともに、国内の会社を通じて海外で製造された商品を円建てで輸入し、国内において円建てで販売している。 ・当社は商品の販売価格の決定権を有しており、為替相場の影響は限定的であったため、当社には、為替リスクヘッジニーズは存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容や円高時のリスク等について十分な説明を受けておらず、勧められるがまま本件契約の締結に至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社社長からの聴取等により、A社が直接貿易をしていることや輸入仕入額を把握した上、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがある旨を把握し、本件契約の勧誘に至った。 ・本件契約の取引期間が長期に過ぎる可能性があることは認める。 ・当行は、A社社長に対し、本件契約内容や具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 23 年 11 月 10 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の事業状況を踏まえると本件契約の取引期間が長期に過ぎること等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年3月 14 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第378号
申立ての概要	説明不十分で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外から商品を外貨建てで輸入するとともに、国内の会社を通じて海外で製造された商品を円建てで輸入し、国内において円建てで販売している。 ・当社は、為替相場の影響を商品の販売価格に転嫁できるため、為替リスクヘッジニーズは限定的であった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容や円高時のリスク等について十分な説明を受けておらず、勧められるまま本件契約の締結に至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社社長からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社社長に対し、本件契約内容や具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、問題はなかったものと判断している。 ・当行は、A社社長から他行におけるデリバティブ取引を聴取した上で、ヘッジ比率が適正な水準であると判断したが、本件契約の取引期間がやや長期間であることは認める。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年11月10日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、本件契約の契約期間がA社の事業内容からみて、長期すぎる可能性があること等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年2月21日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第379号
申立ての概要	説明不十分で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。

	<ul style="list-style-type: none"> ・当社は、海外から商品を外貨建てで輸入するとともに、国内の会社を通じて海外で製造された商品を円建てで輸入し、国内において円建てで販売している。 ・当社には、一定の為替リスクヘッジニーズは存在していたが、商品の販売価格について決定権があるため、為替リスクヘッジニーズは限定的であった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容や円高時のリスク等について十分な説明を受けておらず、勧められるがまま本件契約の締結に至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社社長からの聴取等により、A社が直接貿易をしていることや輸入仕入額を把握した上、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがある旨を把握し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社社長に対し、本件契約内容や具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の取引期間が長期に過ぎる可能性があることは認める。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年11月10日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の事業状況を踏まえると本件契約の取引期間が長期に過ぎること等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年3月7日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第380号
申立ての概要	不十分な財務耐久性の検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外で製造された商品を国内の会社を通じて円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・当社の仕入価格は円建てではあるが為替相場変動の影響を受けていたこと、為替相場変動の影響を販売価格に転嫁できていなかったことから、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について一応の説明を受けたものの、円高時の具体的リスク等についてよく理解しないまま、本件契約の締結に至った。

相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社社長からの聴取により、A社の商流や輸入仕入額を把握した上、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社社長に対し、円高時のリスクを含めた本件契約内容について十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・しかし、当行としては、あっせん委員会の指摘については真摯に受け止め、対応を検討したい。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年11月29日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の財務耐久性の検証が必ずしも十分ではなかったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年2月7日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第381号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外の商品を国内の会社を通じて円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・当社は、仕入価格が為替相場の変動以外の要因により決定されること及び商品を国内の会社を通じて円建てで仕入れていたことから、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受け、本件契約の具体的リスク及び解約清算金等については理解し、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社社長からの聴取等により、A社の商流や国内の会社を通して海外から輸入された商品の仕入額を把握した上、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社社長からの聴取によりヘッジ対象額を把握し、ヘッジ比率の検証を行ったが、客観的資料による裏付けを取っておらず、仕入価格と為替相場の相関分析を行っていなかったことは認める。 ・当行は、A社社長に対し、本件契約内容及び具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったも

	<p>のと判断している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年11月16日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、為替リスクヘッジニーズの検証及び財務耐久性の検証が不十分であったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年1月31日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第387号
申立ての概要	説明不十分で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外から商品を外貨建てで輸入するとともに、国内の会社を通じて海外で製造された商品を円建てで輸入し、国内において円建てで販売している。 ・当社は、海外からの輸入仕入があったことから、為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容や円高時のリスク等について十分な説明を受けないまま本件契約の締結に至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社社長からの聴取等により、A社が直接貿易をしていることや輸入仕入額を把握した上、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがある旨を把握し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、本件契約が長期に過ぎる可能性がある点を認める。 ・当行は、A社社長に対し、本件契約内容や具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年11月28日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、本件契約の取引期間が長期間であり、A社の事業状況からみて合理的かどうか疑問があること等を指摘した。

	<ul style="list-style-type: none"> ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年3月5日付けで和解契約書を締結した。
--	--

事案番号	23年度(あ)第388号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外の商品を直接外貨建て又は円建てで仕入れるとともに、国内業者から円建てで仕入れ、これらを国内において円建てで販売している。 ・当社の実需等を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取により、A社が直接貿易していることや輸入仕入額を把握した上、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行が判断したA社の輸入仕入額の見込みは聴取によるものであって、客観的資料による裏付けを取っていない点を認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年11月2日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社のヘッジ対象額、財務耐久性の検証が不十分であったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年3月 13 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第389号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人

<p>申立人(A社)の申出内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外で生産された商材を、直接外貨建て又は国内の会社を通じて円建てで仕入れ、加工した後、国内において円建てで販売している。 ・当社は、商材を海外から直接外貨建てで輸入しているところ、為替相場の影響を販売価格に転嫁できないため、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社の商流等を勘案すれば、本件契約に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、本件契約締結の際に、B銀行の担当者から商品内容の詳しい説明は受けておらず、勧められるがまま本件契約の締結に至った。
<p>相手方銀行(B銀行)の見解</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社担当者等からの聴取により、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあることを把握し、本件契約の勧誘に至った。 ・円建て取引について仕入価格と為替相場の相関分析を行っていなかったことは認める。 ・当行は、A社社長に対し、本件契約内容及び具体的リスク等について十分な説明を行っており、問題はなかったものと判断している。
<p>あっせん手続の結果</p>	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年12月2日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の商流やリスク対象額の把握が不十分であったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年3月7日付けで和解契約書を締結した。

<p>事案番号</p>	<p>23年度(あ)第393号</p>
<p>申立ての概要</p>	<p>過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求</p>
<p>申立人の属性</p>	<p>法人</p>
<p>申立人(A社)の申出内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金を負担することを求める。 ・当社は、商品を海外から直接外貨建て又は国内から円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・当社は、商品を海外から直接外貨建てで輸入していたことから、外貨建ての直接貿易の部分については、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社の実需等を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であっ

	<p>た。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当社は、本件契約の取引内容について、B銀行担当者から十分な説明を受けておらず、その内容を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社社長及び担当者からの聴取により、A社の商流や仕入額を把握した上、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の仕入額を聴取によって把握したものであって、客観的資料により裏付けを取っているものではないことからすれば、為替リスクの検証が十分とはいえないことは認める。 ・当行は、A社社長に対し、本件契約内容等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年11月30日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の仕入価格の把握や為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年3月1日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第398号
申立ての概要	不十分なヘッジニーズの検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外及び国内で製造された商品等を直接外貨建て又は国内の会社を通じて円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・当社の外貨建て、円建てのいずれの仕入価格も、主に為替相場以外の要因による影響が大きく、当社には為替リスクヘッジニーズがほとんど存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時の具体的リスクを十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社社長からの聴取等により、A社の商流や輸入仕入額を把握した上、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。

	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社の商流及びヘッジ対象額をA社社長から聴取したのみで、客観的資料にもとづきA社の仕入価格と為替相場の相関分析を十分に行っていなかったこと、及びA社の財務耐久性の検証が不十分であったことは認める。 ・当行は、A社社長に対し、本件契約の具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年11月17日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズ及びA社の財務耐久性の検証が必ずしも十分とはいえなかったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年2月2日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第399号
申立ての概要	不十分な財務耐久性の検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求等
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外の業者から取扱商品を外貨建てで仕入れ、当該商品を国内において円建てで販売しているところ、当該取引に係る為替相場の変動による影響を販売価格に転嫁できないため、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在した。 ・しかし、当社の財務状況を勘案すると、円高になった場合に本件契約にもとづき被る為替差損を負担できる状態にはなかった。 ・当社社長は、B銀行担当者から円高時の具体的リスクを十分に説明されず、解約清算金等について十分に理解することなく、本件契約を締結した。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社社長からの聴取等により、A社の商流や為替相場の変動による影響を受ける金額を把握した上、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。また、他行との取引状況も考慮してヘッジ比率の検証を適切に行った。 ・当行は、A社社長に対して、円高時の具体的リスク及び解約清算金等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなか

	<p>ったものと判断している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社の財務状況に照らして、本件契約のリスクに対する財務耐久性の検証が不十分であったことは認める。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年11月15日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の財務耐久性の検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年1月12日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第400号
申立ての概要	不十分な財務耐久性の検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求等
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外の業者から商品を外貨建てで仕入れ、当該商品を国内において円建てで販売しているところ、当該取引に係る為替相場の変動による影響を販売価格に転嫁できないため、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在した。 ・当社は、本件契約の取引内容について、B銀行担当者から十分な説明を受けておらず、勧められるがまま本件契約の締結に至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社社長からの聴取等により、A社の商流や為替相場の変動により影響を受ける金額を把握した上、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。また、他行との取引状況も考慮してヘッジ比率の検証を適切に行った。 ・当行は、A社の財務状況に照らして、本件契約のリスクに対する財務耐久性の検証が不十分であったことは認める。 ・当行は、A社社長に対し、具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん	【申立受理→和解契約書の締結】

手続の結果	<ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年11月15日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の財務耐久性の検証が必ずしも十分ではなかったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年1月6日付けで和解契約書を締結した。
-------	--

事案番号	23年度(あ)第406号
申立ての概要	不十分なヘッジニーズの検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、商品を海外から直接外貨建てで輸入するとともに、海外製の商品を国内商社から円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・当社が海外から直接輸入していた商品の仕入価格は為替相場の影響を受けるため、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社は、本件契約の取引内容及びリスク等について、B銀行担当者から十分な説明を受けておらず、勧められるがまま本件契約の締結に至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社社長からの聴取等により、A社の商流を把握した上、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社に為替リスクヘッジニーズがあることをA社社長からの聴取及びA社から提供された資料により確認した。 ・当行は、A社社長に対し、本件契約内容及びリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・しかし、当行としては、あっせん委員会の指摘については真摯に受け止め、対応を検討したい。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年11月29日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、ヘッジ対象額の把握が不十分であったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。

	・平成 24 年3月8日付けで和解契約書を締結した。
--	----------------------------

事案番号	23 年度(あ)第 410 号
申立ての概要	不十分なヘッジニーズの検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外で製造された商品を直接外貨建て又は国内の会社を通じて円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・商品を海外から直接外貨建てで輸入していた部分については、当社に一定の為替リスクヘッジニーズが存在していたことは認めるものの、本件契約の通貨に対応したものではなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時の具体的リスクをよく認識しておらず、円高時のリスク及び解約清算金等について十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社社長からの聴取等により、A社の商流や仕入額を把握した上、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の実際の仕入額も聴取によるものであって、客観的資料により裏付けを取っているものではないことからすれば、為替リスクヘッジニーズの検証が十分とはいえないことは認める。 ・当行は、A社社長に対し、本件契約内容及び具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分に説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意はある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 23 年 11 月 17 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の商流やリスク対象額の把握が不十分であったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年3月 27 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23 年度(あ)第 412 号
------	-----------------

申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求等
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、国内の会社から商品を円建てで仕入れ、国内において当社の子会社に円建てで販売している。 ・当社の仕入商品は為替相場変動の影響を受けていなかったため、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。 ・当社は、本件契約の取引内容について、B銀行担当者から十分な説明を受けておらず、勧められるまま本件契約の締結に至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社社長からの聴取等により、A社の子会社で外貨建ての輸入が行われていることなどの商流を把握した上、A社の子会社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、A社と子会社を一体として捉え、A社に対して本件契約を勧誘するに至っており、不合理性はないとは判断しているが、A社本体のみを対象にすれば為替リスクヘッジニーズが存在していないことは認める。 ・当行は、A社社長に対し、本件契約内容等について、十分な説明を行っており、問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年11月24日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が十分とはいえないこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年2月10日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第413号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、国内の会社から円建てで商材を仕入れ、これを加工して製造した商品

	<p>を、国内の会社に円建てで販売している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該商材の仕入価格は、主として為替相場以外の要因により決定されるため、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時の具体的リスク等をよく認識しておらず、その内容を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社社長からの聴取等により、A社の商流や仕入額を把握した上、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、仕入価格と為替相場の相関分析を行っておらず、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったことは認める。 ・当行は、A社社長に対し、具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年11月22日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証等が不十分であったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年1月27日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第414号
申立ての概要	不十分なヘッジニーズの検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外で製造された商品又は材料を国内の会社を通じて円建てで仕入れ、仕入れた商品については、国内の会社に円建てで販売している。一部海外工場に製造を委託し、加工賃を外貨建てで支払っている。 ・当社は、海外の会社に対する委託料を外貨建てで支払っていたことから、一定の為替リスクヘッジニーズが存在していたが、当社の実需等を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、本件契約の取引内容について、B銀行担当者から正しい説明を受けておらず、勧められるまま本件契約の締結に至った。

<p>相手方銀行 (B銀行)の見解</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社社長らからの聴取等により、A社の商流を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあることを確認し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社社長からの聴取により、A社の外貨実需についての金額を把握したが、それを客観的な裏付けとなる資料により確認していなかったことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容及びリスク等について、関係資料を用いて十分かつ正しい説明を行っており、当行の説明方法やA社の理解に問題はなかったと判断している。
<p>あっせん 手続の結果</p>	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年12月1日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年2月2日付けで和解契約書を締結した。

<p>事案番号</p>	<p>23年度(あ)第415号</p>
<p>申立ての概要</p>	<p>不十分なヘッジニーズの検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求</p>
<p>申立人の属性</p>	<p>法人</p>
<p>申立人(A社) の申出内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外研修を行うほか、海外の法人等に対する、ロイヤリティの支払いのために外貨建てでの決済を行っており、一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・しかし、当社の実需等を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時の具体的リスクについて十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
<p>相手方銀行 (B銀行)の見解</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社が直接外貨建ての取引をしていることを把握した上、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・A社の取引額の把握は聴取によるものであって、客観的資料により裏付けを取っているものではなかったこと、結果としてヘッジ比率が過大であったことは認める。 ・当行は、A社に対し、具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説

	<p>明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。</p> <p>・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。</p>
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <p>・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年11月22日、A社とB銀行から事情聴取を行った。</p> <p>・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の商流等を踏まえた外貨実需についての具体的な金額の把握等A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったこと等を指摘した。</p> <p>・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。</p> <p>・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。</p> <p>・平成24年3月13日付けで和解契約書を締結した。</p>

事案番号	23年度(あ)第418号
申立ての概要	不十分なヘッジニーズの検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<p>・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。</p> <p>・当社は、海外の子会社及び国内業者に製品の製造を委託し、国内外の顧客に販売している。海外の子会社との取引の決済は外貨建てであり、為替リスクヘッジニーズはあるものの、全体に占める割合は極めて小さく、他の大部分の取引については円建て決済であった。</p> <p>・当社は、本件契約の内容やリスクについて、B銀行担当者から十分な説明を受けておらず、勧められるまま本件契約を締結した。</p>
相手方銀行 (B銀行)の見解	<p>・当行は、A社からの聴取により、A社が海外から製品を仕入れていることを把握し、一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。</p> <p>・当行は、間接貿易部分に関する聴取内容について客観的資料により裏付けを取っておらず、また相関分析を行っていないことから、為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったことは認める。</p> <p>・当行は、本件契約内容及びリスク等について、事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。</p> <p>・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意はある。</p>
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <p>・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年12月28日、A社とB銀行から事情聴取を行った。</p> <p>・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の商流及びヘッジ対象額の検証が不</p>

	<p>十分であったことを指摘した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年3月 14 日付けで和解契約書を締結した。
--	---

事案番号	23 年度(あ)第 420 号
申立ての概要	不十分なヘッジニーズの検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外から商品の一部外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売していることから、当社に一定の為替リスクヘッジニーズは存在する。 ・しかし、当社の外貨実需額から見ても本件契約の取引額は過大であった。 ・当社は、本件契約の取引内容について、B銀行担当者から十分な説明を受けておらず、勧められるまま本件契約の締結に至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社社長からの聴取等により、A社の商流や輸入仕入額を把握した上、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の他行との取引金額を聴取によって把握したに過ぎず、結果としてヘッジ比率の検証が不十分であったことは認める。 ・当行は、A社社長に対し、本件契約内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 23 年 11 月 21 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、商流等を踏まえたA社の為替リスクヘッジニーズ、及び財務耐久性の検証が不十分であったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年3月 1 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23 年度(あ)第 421 号
------	-----------------

申立ての概要	不十分な財務耐久性の検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外のメーカー又は国内メーカー等を通じて外貨建て又は円建てで商材を仕入れ、一部加工等を行った上で、円建てで国内の販売先へ販売している。 ・当社の外貨建て仕入価格は、為替相場の変動の影響を受け、これを販売価格へ転嫁することができないため、当社には一定の為替変動リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社は、本件契約の取引内容について、B銀行担当者から十分な説明を受けておらず、その内容を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取により、A社の商流を把握した上、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあることを確認し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の財務耐久性の検証が不十分であったことは認める。 ・当行は、本件契約締結に際し、A社社長に対し、本件契約の内容及びリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年11月22日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の財務耐久性の検証が不十分であったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年2月29日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第424号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人

<p>申立人(A社)の申出内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、国内で製造された製品を国内の会社を通じて円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・当社は、商品を国内の会社を通じて円建てで仕入れていたため、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、その内容を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
<p>相手方銀行(B銀行)の見解</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社社長からの聴取等により、A社の商流や間接的な輸入仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると把握し、本件契約の勧誘に至った。 ・A社の間接的な輸入仕入額の把握は聴取によるものであって、客観的資料により裏付けを取っているものではないこと、仕入価格の変動要因についても為替相場との相関分析を行っていなかったこと等為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったことは認める。 ・当行は、A社社長に対し、本件契約内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
<p>あっせん手続の結果</p>	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年12月2日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年2月8日付けで和解契約書を締結した。

<p>事案番号</p>	<p>23年度(あ)第426号</p>
<p>申立ての概要</p>	<p>ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求</p>
<p>申立人の属性</p>	<p>法人</p>
<p>申立人(A社)の申出内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、国内の会社を通じて国内産の原料を円建てで仕入れ、その加工品を国内において円建てで販売している。 ・当社は、輸入品を取り扱ったことはなく、当社には為替リスクヘッジニーズは存

	<p>在しなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当社は、B銀行担当者から十分な商品の説明を受けておらず、勧められるまま本件契約の締結に至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社社長からの聴取等により、A社は仕入れる原料を海外から輸入していることを把握した上、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の締結を勧誘するに至った。 ・当行は、為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったことは認める。 ・当行はA社の財務耐久性の検証を行っており、問題ないと判断している。 ・当行担当者は、A社社長に対し、本件契約内容について十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年12月1日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の商流の把握、為替リスクヘッジニーズの検証等が不十分であったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年2月28日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第427号
申立ての概要	不十分なヘッジニーズの検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、主に国内で製造された材料を国内の会社を通じて円建てで仕入れ、当該材料を使って製造した商品を国内において円建てで販売している。 ・当社が、仕入れている材料の仕入価格は為替相場の影響を受けておらず、当社には為替リスクヘッジニーズがほとんど存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時のリスクについて、十分に理解しないまま、本件契約の締結に至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社が商社から仕入れる材料の一部は海外から輸入されることを聴取し、仕入見込額等を把握した上、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、仕入価格と為替相場の相関分析等を行っておらず、A社における為替

	<p>リスクヘッジニーズの検証が不十分であったことは認める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社社長に対し、本件契約内容及び具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年12月2日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年2月10日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第428号
申立ての概要	説明不十分で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等の一部を負担することを求める。 ・当社は、製造に必要な商品を海外から外貨建てで仕入れ、製造した商品を円建てで販売をしており、一定の為替リスクヘッジニーズは存在していた。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、具体的リスク及び解約清算金等について十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社社長からの聴取等により、A社の商流を把握した上、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあることを確認し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の実際の仕入額を聴取により確認したが、客観的資料により裏付けを取っているものではないことからすれば、ヘッジ対象額の把握が不十分であったことは認める。 ・当行は、A社社長に対し、本件契約内容及び具体的リスク等について十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年11月

	<p>28日、A社とB銀行から事情聴取を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社のリスク対象額の把握やヘッジ比率の検証が必ずしも十分ではなかったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年1月26日付けで和解契約書を締結した。
--	---

事案番号	23年度(あ)第430号
申立ての概要	不十分なヘッジニーズの検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、商品を海外から直接外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売している。 ・当社が輸入していた商品の仕入価格は為替相場の影響を受けるため、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社は、本件契約の取引内容及びリスク等について、B銀行担当者から十分な説明を受けておらず、勧められるがまま本件契約の締結に至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社社長からの聴取等により、A社の商流や輸入仕入額を把握した上、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の実際の仕入額を聴取により確認したが、裏付けとなる客観的資料については、A社に提供を依頼したものの、提供を受けることができなかった。 ・当行は、本件契約の取引期間が長期に過ぎる可能性がある点は認める。 ・当行は、A社社長に対し、本件契約内容及びリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年11月29日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対してヘッジ対象額の把握が不十分であったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。

	<ul style="list-style-type: none"> ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年3月6日付けで和解契約書を締結した。
--	--

事案番号	23年度(あ)第435号
申立ての概要	不十分なヘッジニーズの検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外で製造された商品を国内の会社を通じて円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・当社は、商品を国内の会社を通じて円建てで仕入れていたところ、仕入価格は為替相場の影響を受け、それを販売価格に転嫁できなかったため、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時の具体的リスク等をよく把握しておらず、その内容を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社社長からの聴取等により、A社の商流及び仕入価格が為替相場の影響を受けることを把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社社長に対し、本件契約における具体的リスク等について十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の取引期間が長期に及んでいるが、A社社長が自ら選択した期間であり、本件契約のリスクに対する財務耐久性も問題はなかったものと認識している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年11月25日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の商流等を踏まえた外貨の実需額の確認の裏付けをしていなかったこと、本件契約の取引期間がやや長期に過ぎたのではないかということ等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年2月16日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第437号
申立ての概要	説明不十分で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外の商品を直接外貨建て又は円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・仕入価格は為替相場の影響を受け、それを販売価格に転嫁できていなかったため、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、B銀行担当者からの執拗な勧誘を断り切れず、勧められるまま本件契約の締結に至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社社長からの聴取等により、A社の商流及び輸入額を把握した上、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社社長と十分に相談の上、本件契約の条件を決定したが、契約期間がやや長期に過ぎた可能性があったことは認める。 ・当行は、A社社長に対し、本件契約内容や具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年11月24日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、本件契約の契約期間が、A社の財務耐久性等を勘案すると、やや長期に過ぎるのではないかということ等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年2月8日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第438号
申立ての概要	不十分なヘッジニーズの検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)	・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金を負担す

の申出内容	<p>ることを求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当社は、海外で製造された商品を直接円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・当社の仕入価格は、3か月ごとに為替相場の影響も考慮された上で決定されており、それを販売価格に転嫁できないため、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、その契約期間及び円高時のリスク等を正確に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社社長からの聴取等により、A社が直接輸入していることから、A社に為替リスクヘッジニーズがあると理解し、本件契約の勧誘に至った。 ・A社が円建てで決済していることについて把握していなかったことから、為替リスクヘッジニーズの検証が十分とはいえなかったことは認める。 ・当行は、A社社長に対し、本件契約内容及び具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年11月21日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の商流や為替リスクヘッジニーズ及び財務耐久性の検証が必ずしも十分とはいえなかったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年2月6日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第439号
申立ての概要	不十分な財務耐久性の検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、商品を海外から直接外貨建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について十分な説明を受けなかった。

相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取により、A社の商流や仕入額を把握した上、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社に対し、本件契約内容等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・しかし、当行としては、あっせん委員会の指摘については真摯に受け止め、対応を検討したい。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年12月9日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の財務耐久性の検証が不十分であったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年3月5日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第440号
申立ての概要	不十分な財務耐久性の検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外から商品を外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売している。外貨建ての決済もあり、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していたことを認める。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、解約清算金等の具体的金額をよく把握しておらず、具体的なリスク及び解約清算金等について十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社社長からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の財務耐久性の検証が十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社社長に対し、本件契約の具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年11月

	<p>17日、A社とB銀行から事情聴取を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の財務耐久性の検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年2月13日付けで和解契約書を締結した。
--	---

事案番号	23年度(あ)第441号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、商品を海外から直接外貨建て又は国内から円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・当社は、商品を海外から直接外貨建てで輸入していたため、外貨建ての直接貿易の部分については、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社の実需等を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、本件契約の取引内容について、B銀行担当者から説明を受け、ある程度内容を理解した上で本件契約の締結に至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社社長からの聴取等により、A社の商流や仕入額を把握した上、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の財務耐久性の検証が不十分であったことは認める。 ・当行は、A社社長に対し、本件契約内容等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年11月25日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証及び財務耐久性の検証が十分とはいえなかったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。

	・平成 24 年 2 月 27 日付けで和解契約書を締結した。
--	---------------------------------

事案番号	23 年度(あ)第 442 号
申立ての概要	説明不十分で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、商品を海外から外貨建てで直接輸入し、国内において円建てで販売している。 ・仕入価格は為替相場の変動の影響を受けるため、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社は、本件契約の取引内容及びリスク等について、B銀行担当者から十分な説明を受けておらず、勧められるまま本件契約の締結に至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社社長からの聴取等により、A社の商流や輸入仕入額を把握した上、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、本件契約の取引期間が長期に過ぎることは認める。 ・当行は、A社社長に対し、本件契約内容及びリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 23 年 11 月 30 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、本件契約の取引期間が長期に過ぎる点を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年 1 月 31 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23 年度(あ)第 445 号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人

<p>申立人(A社)の申出内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外で生産された商品を直接外貨建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・当社は、商品を海外から直接外貨建てで輸入していたことから、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社の外貨の実需等を勘案すれば、既に他行との間でデリバティブ取引を行っていたことから、本件契約を締結する必要性は低かった。 ・当社は、本件契約の締結を一度は断ったが、B銀行の執拗な勧誘を断れずに本件契約を締結するに至った。
<p>相手方銀行(B銀行)の見解</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社社長からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあることを確認し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社社長に対し、本件契約の内容、ヘッジ効果及びリスク等について、関係資料を用いて十分な説明を行っており、さらに、A社は他行とも複数のデリバティブ取引を行っていたことから、当行の説明方法やA社の理解に問題はなかったと判断している。 ・しかし、当行としては、あっせん委員会の指摘については真摯に受け止め、対応を検討したい。
<p>あっせん手続の結果</p>	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年11月25日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の財務耐久性の検証が必ずしも十分とはいえなかったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年1月27日付けで和解契約書を締結した。

<p>事案番号</p>	<p>23年度(あ)第446号</p>
<p>申立ての概要</p>	<p>不十分なヘッジニーズの検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求等</p>
<p>申立人の属性</p>	<p>法人</p>
<p>申立人(A社)の申出内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外の業者から商品を直接外貨建てで輸入するとともに、国内の業者から商品を円建てで購入し、当該商品を国内において円建てで販売している。 ・外貨建てに係る取引については、為替相場の変動による影響を販売価格に転

	<p>嫁できないため、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当社は、当時、すでに複数のデリバティブ取引を行っており、本件契約は当社の為替リスクヘッジニーズを超えるものであった。 ・当社社長は、B銀行担当者から商品内容及び具体的リスク等を十分に説明されず、解約清算金等について十分に理解することなく、本件契約を締結した。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社社長からの聴取等により、A社の商流や為替相場の変動による影響を受ける金額を把握した上、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社のヘッジ比率の検証が不十分であったことは認める。 ・当行は、A社の財務状況に照らして、本件契約のリスクに対する財務耐久性の検証が不十分であったことも認める。 ・当行は、A社社長に対して、商品内容及び具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年11月30日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社のヘッジ対象額、財務耐久性の検証が十分とはいえなかったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年2月7日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第447号
申立ての概要	不十分なヘッジニーズの検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求等
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外の業者から商品を直接外貨建てで輸入するとともに、国内の業者から商品を円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・外貨建て取引の部分については、一定の為替リスクヘッジニーズが存在した。 ・当社は、本件契約当時、すでに複数のデリバティブ取引を行っており、本件契約は当社の実需額を超えるものであった。 ・当社は、本件契約の内容等を十分に理解していない状態で、B銀行担当者か

	ら勧められるがまま本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社社長からA社の商流や輸入仕入額を把握した上、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の実際の仕入額も聴取のみによっており、客観的資料により裏付けを取っていないことからすれば、為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったことは認める。 ・当行は、A社社長に対して、商品内容及び具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年12月28日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社のヘッジ比率の検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年3月21日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第449号
申立ての概要	不十分なヘッジニーズの検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求等
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外の業者から商品を直接外貨建てで輸入するとともに、国内の業者から商品を円建てで購入し、当該商品を国内において円建てで販売している。 ・外貨建てに係る取引については、為替相場の変動による影響を販売価格に転嫁できないため、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在した。 ・当社は、当時、すでにB銀行及び他行との間で複数のデリバティブ取引を行っており、当社の実需等を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社社長は、B銀行担当者から商品内容及び具体的リスク等を十分に説明されず、解約清算金等について十分に理解することなく、本件契約を締結した。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社社長からの聴取等により、A社の商流や為替相場の変動による影響を受ける金額を把握した上、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本

	<p>件契約の勧誘に至った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社社長から、他行とすでに複数のデリバティブ取引を行っていることを聴取してヘッジ比率を算出したが、必ずしも正確に把握できていなかったことは認める。 ・当行は、A社の財務状況に照らして、本件契約のリスクに対する財務耐久性の検証が不十分であったことも認める。 ・当行は、A社社長に対して、商品内容及び具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年11月28日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社のヘッジ対象額及び財務耐久性の検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年2月24日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第452号
申立ての概要	不十分な財務耐久性の検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外で製造された商品を直接外貨建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・当社は、商品を海外から直接外貨建てで輸入していたため、一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約内容及び具体的リスク等について説明を受けた。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社社長からの聴取等により、A社が直接貿易をしていることや輸入仕入額を把握した上、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の財務耐久性の検証が十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社社長に対し、本件契約内容及び具体的リスク等について事前確

	<p>認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。</p> <p>・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。</p>
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <p>・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年12月7日、A社とB銀行から事情聴取を行った。</p> <p>・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の財務耐久性の検証が必ずしも十分とはいえなかったこと等を指摘した。</p> <p>・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。</p> <p>・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。</p> <p>・平成24年2月9日付けで和解契約書を締結した。</p>

事案番号	23年度(あ)第453号
申立ての概要	不十分なヘッジニーズの検証で締結させられたデリバティブ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<p>・B銀行との間で締結したデリバティブ取引について損害を賠償することを求める。</p> <p>・当社は、国内の間屋等から商品を円建てで仕入れ、それを国内の消費者に円建てで販売している。仕入商品の中には、一部輸入品も含まれるが非常にわずかである。</p> <p>・当社が仕入れる商品の価格は、為替相場ではなく主に需給関係の影響を受けて決定されることから、為替リスクヘッジニーズは限定的であった。</p> <p>・当社は、本件契約締結の際に、B銀行の担当者から商品内容の詳細な説明は受けておらず、勧められるまま本件契約の締結に至った。</p>
相手方銀行(B銀行)の見解	<p>・当行は、A社の仕入商品には相応の割合の輸入品が含まれており、間屋等からの仕入価格は為替相場の影響を受けていることを聴取したため、為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。</p> <p>・本件契約の締結に当たり、A社社長に対してリスク等を説明した書面を提示するとともに説明も十分に行っていることから、説明義務の点で問題はなかったと考えている。</p>
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <p>・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年12月1日及び平成24年2月1日の両日、A社とB銀行から事情聴取を行った。</p> <p>・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。</p>

事案番号	23年度(あ)第456号
申立ての概要	不十分なヘッジニーズの検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、商材を直接外貨建てで輸入しており、その大部分を海外の業者に外貨建てで輸出している。輸出債権の支払により取得した外貨資金を、輸入時の支払資金に充てていたことから、為替リスクヘッジニーズはほとんど存在していなかった。 ・当社社長は、B銀行担当者から商品内容及びリスク等を十分に説明されず、これらについて十分に理解することなく、本件契約を締結した。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社社長からの聴取等により、A社の商流等を把握した上、A社に為替リスクヘッジニーズが存在することを確認し、本件契約に至った。しかし、当行は、A社の商流等について客観的な裏付け資料を徴求していないことは認める。 ・当行は、本件契約の締結に当たり、A社の財務状況を検証し、本件契約のリスクに対する財務耐久性があると判断した。 ・当行は、A社社長等に対して、商品内容及びリスク等について資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年12月5日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年3月8日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第457号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人

<p>申立人(A社) の申出内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、国内で製造された商材を、国内の会社を通じて円建てで仕入れ、加工の上で、国内の販売先へ円建てで販売している。 ・当社の仕入価格は為替相場変動の影響を受けておらず、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。 ・当社は、本件契約の取引内容、リスク及び解約清算金について、B銀行担当者から十分な説明を受けておらず、その内容をよく理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
<p>相手方銀行 (B銀行)の見解</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社取締役からの聴取により、A社の商流を把握した上、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社から決算書を受領して確認した他は、A社の外貨実需を把握するために特に客観的資料による裏付けを取っていないことから、リスク対象額の把握が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、本件契約締結時、A社社長等に対し、本件契約の内容及びリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
<p>あっせん 手続の結果</p>	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年12月6日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の商流及び為替リスクヘッジニーズの把握が必ずしも十分ではなかったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年2月28日付けで和解契約書を締結した。

<p>事案番号</p>	<p>23年度(あ)第458号</p>
<p>申立ての概要</p>	<p>説明不十分で締結させられたデリバティブ取引の解約要求</p>
<p>申立人の属性</p>	<p>法人</p>
<p>申立人(A社) の申出内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外から商品を外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売している。 ・為替相場の影響を販売価格に転嫁できない場合も多かったため、当社には一

	<p>定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時の具体的リスクについては十分な説明を受けないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社社長からの聴取等により、A社が直接貿易をしていることや輸入仕入額を把握した上、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあることを把握し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社社長に対し、円高時の具体的リスク等について事前確認資料を用いるなどして十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、A社の財務耐久性の検証が十分とはいえないことを認める。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年11月29日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の財務耐久性の検証が必ずしも十分とはいえなかったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年3月2日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第461号
申立ての概要	不十分なヘッジニーズの検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外で製造された商品を国内の会社を通じて外貨建て又は円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・当社は、国内の会社を通じて外貨建てで仕入れる商材については、一定の為替リスクヘッジニーズが存在していたが、国内の会社を通じて円建てで仕入れる商材については、為替相場変動の影響を受けていなかったため、為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。また、当社の実需等を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受け、その概略を理解していたものの、その詳細な内容については十分に理解しないまま、本件契

	約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社社長からの聴取等により、A社の商流や輸入仕入額を把握した上、外貨建てで海外から商材を輸入していることからA社に一定の為替リスクヘッジニーズがあることを確認し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社が、本件契約締結以前に他行と同規模のデリバティブ取引を行っていたため、A社には為替リスクヘッジニーズがあると考えていた。 ・当行は、A社社長に対し、本件契約内容及び具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・しかし、当行としては、あっせん委員会の指摘については真摯に受け止め、対応を検討したい。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年12月5日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の商流や外貨実需額の把握及び財務耐久性の検証が十分とはいえないこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年2月16日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第465号
申立ての概要	不十分なヘッジニーズの検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、外貨建て又は円建てで商品を仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・外貨建ての仕入に関しては為替リスクヘッジニーズがあるものの、円建てでの仕入に関しては、為替相場の影響をほとんど受けていなかったため、為替リスクヘッジニーズは存在していなかった。 ・当社の実需等を勘案すれば、他行とのデリバティブ取引も含めると、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時の具体的リスクをよく理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社社長からの聴取等により、A社の商流や輸入仕入額を把握した上、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。

	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社の実際の仕入額も聴取によるものであって、客観的資料により裏付けを取っていないこと、仕入価格と為替相場の相関分析を行っていないことから、為替リスクヘッジニーズの検証が十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社社長に対し、本件契約内容及び具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年12月26日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、為替リスクヘッジニーズの検証が十分とはいえないこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年3月30日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第467号
申立ての概要	不十分なヘッジニーズの検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外で製造された商品を直接外貨建て又は国内の会社を通じて円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・外貨建て取引の部分については一定の為替リスクヘッジニーズは存在するものの、国内の会社を通じて円建てで仕入れる海外製商品の仕入価格の単価は長年一定であり、為替相場の影響を受けていなかったため、為替リスクヘッジニーズは存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者からの執拗な勧誘により、本件契約の内容及びリスクについて十分理解しないまま本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取により、A社の商流や輸入仕入額を把握した上、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあることを確認し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社から開示された資料にもとづいて相関分析を行い、仕入価格と為替相場との間に相関関係があることを確認したが、必ずしも十分な分析ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容及びリスクについて十分な説明を行ってお

	<p>り、説明方法において問題はなかったものと判断している。</p> <p>・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。</p>
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <p>・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年12月8日、A社とB銀行から事情聴取を行った。</p> <p>・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が十分ではないこと等を指摘した。</p> <p>・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。</p> <p>・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。</p> <p>・平成24年3月16日付けで和解契約書を締結した。</p>

事案番号	23年度(あ)第468号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<p>・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。</p> <p>・当社は、国内及び海外で製造された商品を国内の会社を通じて円建てで仕入れているほか、海外から商品を直接外貨建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。</p> <p>・当社は、商品を海外から直接外貨建てで輸入していたため、外貨建ての直接貿易の部分については、一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。</p> <p>・もともと、当社の実需等を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。</p> <p>・当社は、本件契約の取引内容についてB銀行担当者から十分な説明を受けておらず、勧められるまま本件契約の締結に至った。</p>
相手方銀行 (B銀行)の見解	<p>・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入額を把握した上、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。</p> <p>・当行は、A社からの聴取によりヘッジ対象額を把握し、ヘッジ比率の検証を行っていたが、客観的資料により裏付けを取っていないことは認める。</p> <p>・当行は、A社に対し、本件契約内容及び具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。</p> <p>・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。</p>
あっせん	【申立受理→和解契約書の締結】

手続の結果	<ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年12月8日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社のリスク対象額の把握やヘッジ比率の検証が必ずしも十分とはいえなかったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年2月3日付けで和解契約書を締結した。
-------	--

事案番号	23年度(あ)第469号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、国内の会社から商品が円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・当社の仕入価格は、為替相場の影響を受けていなかったため、当社には、為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。 ・当社は、本件契約の取引内容について、B銀行担当者から十分な説明を受けておらず、勧められるまま本件契約の締結に至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社社長からの聴取等により、A社の商流や仕入額を把握した上、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の仕入額を聴取により確認したものの、客観的資料にもとづく検討は行わなかった。 ・当行は、A社社長に対し、本件契約内容及びリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年12月13日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が一定の解約清算金等を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。

	・平成 24 年3月 15 日付けで和解契約書を締結した。
--	-------------------------------

事案番号	23 年度(あ)第 472 号
申立ての概要	不十分な財務耐久性の検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外で製造された商品を直接外貨建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・当社は、商品を海外から直接外貨建てで輸入していたところ、その部分については、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社は、本件契約の取引内容について、B銀行担当者から一定の説明を受けているが、円高時の具体的なリスク等の説明は受けていない。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあることを確認し、ヘッジ比率も検証した上本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社社長に対し、本件契約内容や具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 23 年 12 月 6 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の財務耐久性の検証が必ずしも十分とはいえなかったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年2月3日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23 年度(あ)第 473 号
申立ての概要	不十分なヘッジニーズの検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人

<p>申立人(A社) の申出内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外で製造された商品を直接外貨建て、及び国内の会社を通じて円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・外貨建ての直接貿易の部分については、一定の為替リスクヘッジニーズが存在していたことは認める。 ・当社の実需等を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、本件契約の取引内容、リスク及び解約清算金について、B銀行担当者から十分な説明を受けておらず、その内容を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
<p>相手方銀行 (B銀行)の見解</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社取締役からの聴取により、A社の商流を把握した上、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、為替リスクヘッジニーズの検証が必ずしも十分でなく、結果としてヘッジ比率が過大であったことは認める。 ・当行は、本件契約締結に際し、A社役員及びA社担当者に対し、本件契約の内容及びリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、A社の事業状況からすれば、本件契約の取引期間が長期に過ぎる可能性があったことは認める。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
<p>あっせん 手続の結果</p>	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年12月16日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、為替リスクヘッジニーズやヘッジ比率の検証が必ずしも十分ではなく、A社の事業状況からみて本件契約期間は長期に過ぎる点を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社及びB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年3月15日付けで和解契約書を締結した。

<p>事案番号</p>	<p>23年度(あ)第475号</p>
<p>申立ての概要</p>	<p>不十分なヘッジニーズの検証で締結させられたデリバティブ取引に係る損害賠償請求</p>
<p>申立人の属性</p>	<p>法人</p>

<p>申立人(A社) の申出内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引について損害を賠償することを求める。 ・当社は、海外から原材料を国内商社から円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・当社の商流及び仕入価格が主として他の要因により決定されることから、為替相場変動の影響は限定的であり、当社に為替リスクヘッジニーズはほとんど存在していなかった。 ・本件契約の取引内容について、B銀行担当者から説明を受け、契約書等に自ら記名押印したことは認める。
<p>相手方銀行 (B銀行)の見解</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社担当者からの聴取により、A社の商流や仕入額を把握した上、A社の原材料の仕入価格が為替相場の影響を受けていることを確認し、本件契約の勧誘に至った。 ・A社の実際の仕入額等は聴取によるものであって、客観的資料により裏付けを取っているものではないことからすれば、A社の為替リスクヘッジニーズやリスク対象額等の把握及び財務耐久性の検証が不十分であったことは認める。 ・当行は、A社担当者に対し、本件契約内容等について十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
<p>あっせん 手続の結果</p>	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年12月9日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の商流と為替リスクヘッジニーズやリスク対象額等の把握及びA社の財務耐久性の検証が不十分であったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、B銀行がA社に対し一定の解決金を支払うというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年1月23日付けで和解契約書を締結した。

<p>事案番号</p>	<p>23年度(あ)第476号</p>
<p>申立ての概要</p>	<p>過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求</p>
<p>申立人の属性</p>	<p>法人</p>
<p>申立人(A社) の申出内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外から商品を外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売している。 ・為替相場の影響を販売価格に転嫁できない場合も多かったため、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していたが、本件契約の取引額は実需を超

	<p>え過大である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当社は、本件契約の取引内容について、B銀行担当者から十分な説明を受けておらず、内容を十分に理解しないまま本件契約の締結に至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社社長からの聴取等により、A社が直接貿易をしていることや輸入仕入額を把握した上、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあることを把握し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の仕入額の把握も聴取によるものであって、客観的資料により十分な裏付けを取っていないことは認める。 ・当行は、A社社長に対し、事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、A社の財務耐久性の検証を行っていたが、結果的にそれが不十分であったことは認める。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年12月13日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社のリスク対象額の把握、ヘッジ比率の検証及び財務耐久性の検証が必ずしも十分とはいえなかったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年3月1日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第478号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、国内で製造された商品を円建てで仕入れ、海外に対して主に外貨建てで販売している。 ・当社は仕入商品の一部については、外貨建てで仕入値を決定し、その後円で決済するものの、輸出により回収する外貨と連動する形で仕入値を設定しているため、当社に為替リスクヘッジニーズは存在しない。 ・当社は、B銀行担当者から商品内容及びリスク等を十分に説明されず、これらについて十分に理解することなく、本件契約を締結した。

<p>相手方銀行 (B銀行)の見解</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社社長からの聴取等により、A社の商流を把握した上、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の実際の商流や仕入額等を聴取により確認したが、為替リスクヘッジニーズの検証が十分とはいえなかったことは認める。 ・当行は、A社社長に対し、本件契約内容及び具体的リスク等について十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
<p>あっせん 手続の結果</p>	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年12月9日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズ及び財務耐久性の検証が不十分であったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が一定の解約清算金等を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年2月22日付けで和解契約書を締結した。

<p>事案番号</p>	<p>23年度(あ)第479号</p>
<p>申立ての概要</p>	<p>ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求</p>
<p>申立人の属性</p>	<p>法人</p>
<p>申立人(A社) の申出内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、国内で製造された商品を円建てで仕入れ、海外に対して主に外貨建てで販売している。 ・当社は仕入商品の一部については、外貨建てで仕入値を決定し、その後円建てで決済するものの、輸出により回収する外貨と連動する形で仕入値を設定しているため、当社に為替リスクヘッジニーズは存在しない。 ・当社社長は、B銀行担当者から商品内容及びリスク等を十分に説明されず、これらについて十分に理解することなく、本件契約を締結した。
<p>相手方銀行 (B銀行)の見解</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社社長からの聴取等により、A社の商流を把握した上、仕入価格が外貨と連動する形で設定されていることから、一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の主要商品について、仕入価格と為替相場の相関分析を行っており、いずれも相関関係を有すると判断していたが、A社の商流や仕入額等を客観的資料で確認しておらず、為替リスクヘッジニーズの検証が十分とはいえない点を認める。

	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社の財務状況に照らして、本件契約のリスクに対する財務耐久性の検証が不十分であったことを認める。 ・当行は、A社社長に対し、本件契約内容及び具体的リスク等について十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年12月9日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズや財務耐久性の検証が不十分であったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年3月28日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第480号
申立ての概要	説明不十分で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、国内及び海外で製造された商品を円建て又は直接外貨建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・当社は、円建て、外貨建てのいずれの商品の仕入価格についても、為替相場の影響を販売価格に転嫁できていたため、当社には為替リスクヘッジニーズがほとんど存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時の具体的リスクを十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社社長からの聴取等により、A社が外貨決済を行っていること等を把握した上、A社に為替リスクヘッジニーズがあることを確認し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社社長に対し、本件契約内容について説明を行っているが、その際、説明方法に一定の問題があったことを認める。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年12月

	<p>13日、A社とB銀行から事情聴取を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社に対する商品内容の説明が必ずしも十分であったとはいえないこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年3月6日付けで和解契約書を締結した。
--	--

事案番号	23年度(あ)第484号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、商品を海外から直接外貨建て又は円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・当社は、商品を海外から直接外貨建てで輸入していたため、一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社の実需等を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時の具体的リスクを十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社担当者からの聴取により、A社の商流や仕入額を把握した上、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の仕入額を聴取によって把握しており、客観的資料により裏付けを取っていないこと及び今後の仕入見込額をヘッジ対象額としたことからすれば、為替リスクヘッジニーズの検証が十分とはいえなかったことは認める。 ・当行は、A社担当者に対し、本件契約内容等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年12月7日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の仕入額の把握が不十分であったこと等、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が十分でなかったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀

	<p>行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年2月 21 日付けで和解契約書を締結した。
--	---

事案番号	23 年度(あ)第 485 号
申立ての概要	不十分なヘッジニーズの検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外から商品を外貨建て又は円建てで輸入し、国内において円建てで販売している。 ・当社は、商品を海外から直接外貨建てで輸入していたため、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について、十分な説明を受けていない。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社担当者からの聴取等により、A社が直接貿易をしていることや輸入仕入額を把握した上、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の為替取扱量について、一定の資料を用いて検証を行っていた。もともと、外貨の具体的な内訳等について、客観的資料により裏付けを取ってはいなかった。 ・当行は、本件契約の取引期間が長期に過ぎることは認める。 ・当行は、本件契約内容及び具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、A社の商流変更により、結果的に為替リスクヘッジニーズが小さくなっていることは認める。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 23 年 12 月 20 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であること、A社の事業の状況から契約期間が長期に過ぎることを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。

	・平成 24 年3月 15 日付けで和解契約書を締結した。
--	-------------------------------

事案番号	23 年度(あ)第 487 号
申立ての概要	不十分な財務耐久性の検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外で生産された製品を直接外貨建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・当社は、商品を海外から直接外貨建てで輸入していたことから、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について十分な説明を受けておらず、勧められるまま本件契約の締結に至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社社長からの聴取等により、A社が直接貿易をしていることや輸入仕入額を把握した上、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社社長に対し、本件契約の内容や具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと認識している。 ・当行は、A社の財務耐久性の検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 23 年 12 月 14 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の財務耐久性の検証が必ずしも十分ではなかったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が、本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年3月8日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23 年度(あ)第 489 号
申立ての概要	不十分な財務耐久性の検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求

申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外の会社から商品を仕入れ、国内で販売している。特定の事業において、海外の会社に対する支払の一部を外貨建てで行っていたが、他の事業で外貨建ての入金があったことから、外貨が余っており、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、その内容を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社社長からの聴取等により、A社の商流や外貨建ての仕入額を把握した上、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社社長に対し、本件契約内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・しかし、当行としては、あっせん委員会の指摘については真摯に受け止め、対応を検討したい。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年3月13日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。

事案番号	23年度(あ)第492号
申立ての概要	不十分なヘッジニーズの検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外で製造された商品を直接外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売している。 ・当社は、海外から商品を直接外貨建てで輸入していたため、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していたが、本件契約の取引額は過大である ・当社は、本件契約の取引内容について、B銀行担当者から十分な説明を受けておらず、勧められるまま本件契約の締結に至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入額を把握した上、A社に為替リスクヘッジニーズがあることを確認し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社担当者に対して、商品内容及びリスク等について資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。

	<ul style="list-style-type: none"> ・しかし、当行としては、あっせん委員会の指摘については真摯に受け止め、対応を検討したい。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年12月9日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社のヘッジ比率の検証が必ずしも十分ではなかったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年2月2日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第494号
申立ての概要	不十分な財務耐久性の検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外で製造された商品を直接外貨建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・当社は、商品を海外から直接外貨建てで輸入しており、為替相場変動の影響を販売価格に転嫁できなかったことから、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社は、本件契約の取引内容について、B銀行担当者から十分な説明を受けておらず、勧められるがまま本件契約の締結に至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社社長からの聴取により、A社の商流や仕入額を把握した上、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の経常利益の推移からすれば、財務耐久性の検証が不十分であったことは認める。 ・当行は、A社担当者に対し、本件契約内容等について十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年12月9日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の財務耐久性の検証が不十分であったこと等を指摘した。

	<ul style="list-style-type: none"> ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が本件契約の解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年2月6日付けで和解契約書を締結した。
--	---

事案番号	23年度(あ)第504号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外産の原料を一部使った商品を国内の会社を通じて円建てで仕入れ、国内において円建てで販売しているため、為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約が内包するリスク等のデメリットについての十分な説明を受けず、その内容を十分に理解しないまま、本件契約の締結に至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社社長からの聴取等により、A社の商流や輸入仕入額を把握した上、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあることを確認し、本件契約の勧誘に至った。 ・仕入価格と為替相場の相関分析を行っていなかったこと等、為替リスクヘッジニーズの検証が十分ではなかったことを認める。 ・当行は、A社社長に対し、本件契約内容について十分な説明を行っており、問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 23 年 12 月 19 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年3月 21 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第505号
------	--------------

申立ての概要	不十分な財務耐久性の検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外で製造された商品を直接外貨建て又は円建てで仕入れ、国内において円建てで販売していることから、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時の具体的リスクをよく認識しておらず、その内容を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社社長からの聴取等により、A社の商流及び輸入額を把握した上、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の財務耐久性の検証が不十分であったことは認める。 ・当行は、A社担当者に対し、本件契約内容及び具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年12月13日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の財務耐久性の検証が必ずしも十分とはいえなかったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年2月23日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第514号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引について損害を賠償することを求める。 ・当社は、国内の業者から商材を円建てで仕入れて、国内の業者等に円建てで販売している。

	<ul style="list-style-type: none"> ・当社の商材の仕入価格は為替相場の影響を受けないため、当社に為替リスクヘッジニーズは存在しなかった。 ・当社社長は、B銀行担当者からリスク等について虚偽の説明を受けたため、これについて正確に理解することなく、本件契約を締結した。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社社長等から、仕入金額の一部の商材は海外からの輸入品であり、当該商材の仕入価格は為替相場の影響を受けることを聴取し、一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の締結に至った。 ・当行は、上記商流等を裏付ける客観的資料を徴求せず、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が十分ではなかったことは認める。 ・当行は、本件契約の締結に当たり、A社の財務状況を検証し、本件契約のリスクに対する財務耐久性があると判断した。 ・当行は、A社社長に対し、本件契約内容及び具体的リスク等について十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと認識している。 ・当行は、一定の譲歩をする用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年1月13日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズや財務耐久性の検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、B銀行がA社に対して一定の解決金を支払うというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年3月 28 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第518号
申立ての概要	不十分なヘッジニーズの検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外で生産された製品の大半を国内の業者を通じて円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。為替相場の影響を販売価格に転嫁できていたため、当社には、為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について十分な説明を受けておらず、勧められるがまま本件契約の締結に至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社社長からの聴取により、A社が直接貿易をしていることや輸入品仕入額を把握した上、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。

	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社社長に対し、本件契約の内容及び具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと認識している。 ・当行は、A社の為替リスクヘッジニーズ、財務耐久性の検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年12月12日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズ及び財務耐久性の検証が必ずしも十分ではなかったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が、本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年3月2日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第519号
申立ての概要	不十分なヘッジニーズの検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外から外貨建てで輸入した商品を、国内の会社を通じて円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・当社は、商品を海外から国内の会社を通じて円建てで仕入れていたところ、為替相場変動の影響を販売価格に転嫁できない場合もあったため、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社は、本件契約の取引内容について、B銀行担当者から十分な説明を受けておらず、内容を十分に理解しないまま本件契約の締結に至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社社長からの聴取等により、A社が国内の会社を通じた仕入に加えて直接貿易をしていることや輸入額を把握した上、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあることを把握し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の直接貿易の有無及びその仕入額の把握も聴取によるものであって、客観的資料により十分な裏付けを取っていないことは認める。 ・当行は、A社社長に対し、事前確認資料を用いるなどして十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意が

	ある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年1月 25 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、平成 24 年2月7日付けであっせん手続を打ち切った。

事案番号	23 年度(あ)第 520 号
申立ての概要	説明不十分で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外から商品を直接外貨建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・当社は、海外から商品を直接外貨建てで仕入れていたものの、為替相場の影響を販売価格に転嫁することができたため、当社には為替リスクヘッジニーズがほとんど存在しなかった。 ・当社がB銀行担当者から受けた本件契約の説明は不十分であり、契約内容をよく把握しないまま、本件契約の締結に至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社社長からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、本件契約内容の説明方法等について、必ずしも十分でなかった可能性があったことを認める。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 23 年 12 月 14 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、本件契約内容の説明が必ずしも十分ではなかった可能性があることを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年3月 21 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第523号
申立ての概要	不十分なヘッジニーズの検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外で製造された商品を国内の会社を通じて円建てで仕入れ、当該商品を国内において円建てで販売している。 ・当社の商品の仕入価格は主に為替相場の変動以外の要因により決定されるため、当社には為替リスクヘッジニーズは乏しかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時の具体的リスクをよく認識しておらず、その内容を十分に理解しないまま、本件契約の締結に至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社担当者からの聴取及び提供された資料等により、A社の商流や輸入額等を把握した上、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、仕入価格と為替相場の相関分析を行った上で、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社社長に対し、本件契約内容及び具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年12月27日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の外貨実需額の把握が必ずしも十分とはいえなかったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年2月24日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第526号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、国内で製造された部品を国内の会社から円建てで仕入れて商品を製

	<p>造し、国内において円建てで販売している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当社の仕入価格が為替相場の影響を受けることはなく、為替リスクヘッジニーズは存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から勧められるまま、本件契約を締結した。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社の商流を聴取し、円貨の仕入を外貨に変更する旨を確認したこと、さらに過去に他金融機関とデリバティブ取引を行っていたことを把握した上で、A社には為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、為替リスクヘッジニーズについて客観的資料により裏付けを取っていないことを認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容やリスクについて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年12月27日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年3月28日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第527号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、国内で製造された部品を国内の会社から円建てで仕入れて商品を製造し、国内において円建てで販売している。 ・当社の仕入価格が為替相場の影響を受けることはなく、為替リスクヘッジニーズは存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から十分な説明を受けないまま、本件契約を締結した。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社社長からの聴取等により、A社の商流や輸入仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、為替リスクヘッジニーズについて客観的資料により裏付けを取っておら

	<p>ず、為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったことは認める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社に対し、本件契約の内容やリスクについて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年1月 10 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年3月 28 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第528号
申立ての概要	不十分なヘッジニーズの検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金を負担することを求める。 ・当社は、海外の会社から商品を直接外貨建てで又は円建てで仕入れるとともに、国内の会社を通じて円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・当社は、商品を海外から直接外貨建てで輸入していたことから、外貨建ての直接貿易の部分については、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時の具体的リスクをよく認識しておらず、円高時の具体的リスク及び解約清算金等について十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。 ・当社の商流が変化しうることからすれば、本件契約の取引期間は長期すぎる。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社社長からの聴取等により、A社の商流及び輸入額を把握した上、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあることを確認し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社社長に対し、本件契約内容及び具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・本件契約の取引期間は、A社社長が自ら選択したものである。

	<ul style="list-style-type: none"> ・しかし、当行としては、あっせん委員会の指摘については真摯に受け止め、対応を検討したい。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年2月 15 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。

事案番号	23 年度(あ)第 529 号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、国内で製造された商品を国内の会社を通じて円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・当社は、仕入価格は為替相場変動の影響を受けていなかったため、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、解約清算金等の具体的金額をよく把握しておらず、具体的リスク及び解約清算金等について十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社社長からの聴取等により、A社の商流や輸入額を把握した上、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の仕入額も聴取によるものであって客観的資料により裏付けを取っているものではないこと、仕入価格と為替相場の相関分析を行っていなかったことからすれば、為替リスクヘッジニーズの検証が十分とはいえなかったことは認める。 ・当行は、A社社長に対し、本件契約内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 23 年 12 月 14 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の商流や仕入価格等の把握が不十分であったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。

	<ul style="list-style-type: none"> ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年2月 14 日付けで和解契約書を締結した。
--	---

事案番号	23 年度(あ)第 530 号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、主に国内で製造された商材を国内の会社を通じて円建てで仕入れ、加工した上で、国内において円建てで販売している。 ・当社の仕入商品は、為替相場の影響を受けていなかったため、当社には、為替リスクヘッジニーズは存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、その内容を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社が商社経由で商材を仕入れていることから、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがある旨を把握し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社に対し、本件契約内容について十分な説明を行っている。 ・当行は、A社の財務耐久性及び為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったことを認める。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 23 年 12 月 14 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、為替リスクヘッジニーズ及び財務耐久性の検証が不十分であったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年2月 21 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23 年度(あ)第 535 号
申立ての概要	不十分なヘッジニーズの検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人

<p>申立人(A社)の申出内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金を負担することを求める。 ・当社は、海外で製造された商品を直接又は国内の会社を通じて外貨建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・当社は、商品を海外から直接外貨建てで輸入していたから、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について十分な説明を受けず、円高時のデメリットや解約清算金等について理解しないまま契約締結に至った。
<p>相手方銀行(B銀行)の見解</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社社長からの聴取等により、A社の商流や輸入仕入額を把握した上、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社社長に対し、本件契約内容等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・しかし、当行としては、あっせん委員会の指摘については真摯に受け止め、対応を検討したい。
<p>あっせん手続の結果</p>	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年12月26日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社のヘッジ比率の検証が十分とはいえなかったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年2月9日付けで和解契約書を締結した。

<p>事案番号</p>	<p>23年度(あ)第536号</p>
<p>申立ての概要</p>	<p>不十分な財務耐久性の検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求</p>
<p>申立人の属性</p>	<p>法人</p>
<p>申立人(A社)の申出内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外で製造された商品を直接外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売している。 ・当社は為替相場の影響を販売価格に転嫁できていたため、為替リスクヘッジニーズは限定的であった。 ・当社は、本件契約のリスク等について、B銀行担当者から十分な説明を受けておらず、その内容を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。

<p>相手方銀行 (B銀行)の見解</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社社長からの聴取等により、A社の商流や輸入仕入額を把握した上、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社社長に対し、本件契約におけるリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・しかし、当行としては、あっせん委員会の指摘については真摯に受け止め、対応を検討したい。
<p>あっせん 手続の結果</p>	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年1月6日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の財務耐久性の検証が不十分であったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年3月21日付けで和解契約書を締結した。

<p>事案番号</p>	<p>23年度(あ)第539号</p>
<p>申立ての概要</p>	<p>ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求</p>
<p>申立人の属性</p>	<p>法人</p>
<p>申立人(A社) の申出内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、主に海外で製造された商品を国内の会社から円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・当社の仕入価格は、仕入先から提示された国内での小売販売価格に一定の掛け率を設定する方法により決定しており、為替相場の影響を受けることはなく、為替リスクヘッジニーズは存在していなかった。 ・当社は、本件契約の取引内容について、B銀行担当者から十分な説明を受けておらず、勧められるまま本件契約の締結に至った。
<p>相手方銀行 (B銀行)の見解</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社社長から、A社の仕入価格は間接的に為替相場の影響を受けると聴取したため、A社には一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、為替リスクヘッジニーズについて客観的資料により裏付けを取っておらず、為替リスクヘッジニーズの検証が十分とはいえないことは認める。 ・当行は、仕入価格と為替相場の相関分析を行っていなかったことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容やリスクについて十分な説明を行ってお

	<p>り、説明方法において問題はなかったものと判断している。</p> <p>・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。</p>
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <p>・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年1月 11 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。</p> <p>・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったこと等を指摘した。</p> <p>・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。</p> <p>・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。</p> <p>・平成 24 年3月9日付けで和解契約書を締結した。</p>

事案番号	23 年度(あ)第 552 号
申立ての概要	不十分な財務耐久性の検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<p>・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。</p> <p>・当社は、海外で製造された商品を直接外貨建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。</p> <p>・当社は、商品を海外から直接外貨建てで輸入していたところ、外貨建ての直接貿易の部分については、為替リスクヘッジニーズが存在していた。</p> <p>・当社は、円高時の具体的リスクや解約清算金等の具体的金額等について、B銀行担当者から十分な説明を受けずに本件契約の締結に至った。</p>
相手方銀行 (B銀行)の見解	<p>・当行は、A社社長からの聴取等により、A社の商流や輸入仕入額を把握した上、A社に為替リスクヘッジニーズがあることを確認し、本件契約の勧誘に至った。</p> <p>・当行は、他行とのデリバティブ取引の取扱額を考慮してヘッジ比率を検証したが、A社の財務耐久性の検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。</p> <p>・当行は、A社社長等に対し、本件契約内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。</p> <p>・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。</p>
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <p>・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年1月 13 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。</p> <p>・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の財務耐久性の検証及びヘッジ比率</p>

	<p>の検証が必ずしも十分ではなかったこと等を指摘した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が一定の解約清算金等を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年3月 27 日付けで和解契約書を締結した。
--	--

事案番号	23 年度(あ)第 561 号
申立ての概要	不十分な財務耐久性の検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外又は国内で製造された商品を仕入れ、国内で販売している。 ・海外から輸入する商品については、外貨建てで取引を行っているため、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時の具体的リスク及び解約清算金等についてB銀行担当者から十分な説明を受けていないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社役員からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると把握し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社役員に対し、本件契約内容及び具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、客観的資料により裏付けは取っていないものの、A社の実際の輸入仕入額等を聴取しており、A社の為替リスクヘッジニーズの検証を十分に行っている。 ・当行は、A社の財務耐久性の検証が不十分であったことは認める。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 23 年 12 月 27 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の財務耐久性の検証及びヘッジ対象額の把握等が不十分であったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。

	・平成 24 年3月 16 日付けで和解契約書を締結した。
--	-------------------------------

事案番号	23 年度(あ)第 563 号
申立ての概要	不十分な財務耐久性の検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、商品を国内から円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。商品の中には海外で生産されたものもあるが、仕入価格は、需給バランス等の要因に影響され、為替相場の影響を受けていなかったため、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時の具体的リスクをよく理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社社長からの聴取により、A社の商流や仕入額を把握した上、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の仕入価格と為替相場の相関分析を行っておらず、為替リスクヘッジニーズの検証が必ずしも十分ではなかったことを認める。 ・当行は、A社社長に対し、本件契約の具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年1月 11 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズ及び財務耐久性の検証が不十分であったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年3月 13 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23 年度(あ)第 582 号
申立ての概要	不十分なヘッジニーズの検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人

<p>申立人(A社)の申出内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外で生産された原材料を国内の会社を通じて円建てで仕入れ、最終製品に加工した上で国内において円建てで販売している。 ・当社は、原材料を国内の会社を通じて円建てで仕入れていたところ、仕入価格は他の要因により決定されることから、為替相場の影響を受けておらず、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容及び具体的リスク等について説明を受けたものの、執拗な勧誘から本件契約の締結に至った。
<p>相手方銀行(B銀行)の見解</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社社長からの聴取等により、A社の商流及び間接的な輸入仕入額を把握した上、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると把握し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社社長に対し、本件契約内容及び具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、A社の仕入価格と為替相場の相関分析を行っていないなど、為替リスクヘッジニーズの検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
<p>あっせん手続の結果</p>	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年1月6日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が一定の解約清算金等を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年3月16日付けで和解契約書を締結した。

<p>事案番号</p>	<p>23年度(あ)第595号</p>
<p>申立ての概要</p>	<p>不十分なヘッジニーズの検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求等</p>
<p>申立人の属性</p>	<p>法人</p>
<p>申立人(A社)の申出内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、国内又は海外で製造された商品を直接円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・当社は、仕入価格の一部が為替相場の影響を受けて決定されており、これを販

	<p>売価格に転嫁できていなかったため、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたが、十分に理解せずに、勧められるまま本件契約の締結に至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社社長からの聴取等により、A社の商流や仕入額を把握した上、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあることを確認し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の仕入先毎の具体的な仕入額の決定方法について確認しておらず、また、ドル実需の具体的金額の把握に際して客観的資料により裏付けを取っているものではないことからすれば、為替リスクヘッジニーズの検証が十分とはいえなかったことを認める。 ・当行は、A社社長に対し、本件契約内容及び具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年2月7日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社のリスク対象額の把握、ヘッジ比率及び財務耐久性の検証が必ずしも十分とはいえなかったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年3月23日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第603号
申立ての概要	説明不十分で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金を負担することを求める。 ・当社は、海外で製造された商品を、直接外貨建て若しくは円建てで、又は国内の会社を通じて円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・当社の仕入価格は為替相場変動の影響を受ける一方で、販売価格に転嫁することができないため、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社は、本件契約における円高時のデメリット、解約が原則不可等のリスクの内容について、B銀行担当者から十分な説明を受けておらず、勧められるがまま本

	件契約の締結に至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社社長からの聴取等により、A社が直接貿易をしていることや輸入額を把握した上、A社に為替リスクヘッジニーズがあることを確認し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社社長に対し、具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年2月2日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。

事案番号	23年度(あ)第606号
申立ての概要	不十分なヘッジニーズの検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、商材を海外の会社から直接外貨建て又は国内の会社から円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。外貨建て決済の部分については一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時の具体的リスクをよく理解しないまま、本件契約の締結に至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社社長からの聴取等により、A社の商流及び輸入品仕入額を把握した上、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社社長に対し、本件契約の内容や具体的リスク等について十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと認識している。 ・しかし、当行としては、あっせん委員会の指摘については真摯に受け止め、対応を検討したい。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年1月25日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が、本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。

	・平成 24 年3月 23 日付けで和解契約書を締結した。
--	-------------------------------

事案番号	23 年度(あ)第 607 号
申立ての概要	不十分なヘッジニーズの検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、主に、国内の業者から商材を円建てで仕入れて、国内の業者に円建てで販売しているに過ぎず、当該商材の仕入価格については為替の影響を受けるものではなかった。 ・当社社長は、B銀行担当者から商品内容及び具体的リスク等を十分に説明されず、解約清算金等について十分に理解することなく、本件契約を締結した。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社社長からの聴取等により、A社の商流等を把握した上、A社に為替リスクヘッジニーズが存在することを確認し、本件契約に至った。 ・当行は、A社の商流及びヘッジ対象額等について客観的な裏付け資料を徴求していないことは認める。 ・当行は、A社の商材の仕入価格について相関分析を行わなかったこと等、為替リスクヘッジニーズの検証が十分ではなかったことを認める。 ・当行は、本件契約の締結に当たり、A社の財務状況を検証し、本件契約のリスクに対する財務耐久性があると判断した。 ・当行は、A社社長に対して、商品内容及び具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、一定の解約清算金等を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年1月 27 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が一定の解約清算金等を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年3月 21 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23 年度(あ)第 609 号
------	-----------------

申立ての概要	不十分なヘッジニーズの検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外から直接外貨建てで商品を輸入するとともに、国内の企業から商品を円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・当社は商品を海外から直接外貨建てで輸入していたから、一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社の実需、当社が他行と締結していたデリバティブ取引等を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時の具体的リスク及び解約清算金等の具体的金額や計算方法をよく認識しておらず、その内容を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社社長からの聴取等により、A社が直接貿易をしていることや輸入額を把握した上、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社社長に対し、他行とのデリバティブ取引についても聴取したが、資料の開示を拒まれたこともあり、全てを正確に把握することができなかった。 ・当行は、A社社長に対し、本件契約内容及び具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。また、A社社長は、当行及び他行との間で複数のデリバティブ取引を行っていたことから、デリバティブ取引の内容について十分に理解していたと考えられる。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年2月3日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。

事案番号	23年度(あ)第611号
申立ての概要	不十分なヘッジニーズの検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外から直接外貨建てで商品を輸入するとともに、国内の企業から商品を円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・当社は商品を海外から直接外貨建てで輸入していたから、一定の為替リスクヘ

	<p>ッジニーズが存在していた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当社の実需、当社が他行と締結していたデリバティブ取引の取扱額等を勘案すれば、本件契約締結のヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時の具体的リスク及び解約清算金等の具体的金額や計算方法をよく把握しておらず、その内容を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社社長からの聴取等により、A社の商流や輸入額を把握した上、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社社長に対し、他行とのデリバティブ取引についても聴取したが、資料の開示を拒まれたこともあり、全てを正確に把握することができなかった。 ・当行は、A社社長に対し、具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年2月3日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、平成24年2月21日付けであっせん手続を打ち切った。

事案番号	23年度(あ)第615号
申立ての概要	不十分なヘッジニーズの検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外で製造された商品を国内の子会社を介して実質的には直接外貨建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。外貨建ての部分について当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社の実需等を勘案すれば、本件契約のヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、本件契約の取引内容について、B銀行担当者から十分な説明を受けておらず、勧められるまま本件契約の締結に至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社社長からの聴取等により、A社の商流や輸入額を把握した上、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあることを把握し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社社長に対し、本件契約内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。

	<ul style="list-style-type: none"> ・しかし、当行としては、あっせん委員会の指摘については真摯に受け止め、対応を検討したい。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年1月 27 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、平成 24 年2月 29 日付けであっせん手続を打ち切った。

事案番号	23 年度(あ)第 616 号
申立ての概要	不十分な財務耐久性の検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外で製造された商品を直接外貨建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・当社は、仕入価格に係る為替相場の変動の影響を販売価格へ転嫁することができなかったため、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。しかし、当社の実需等を勘案すれば、本件契約のヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時の具体的リスクをよく把握しておらず、その内容を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社社長からの聴取等により、A社の商流及び輸入額を把握した上、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、他行とのデリバティブ取引の取扱額を考慮して本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社社長に対し、本件契約内容等について十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・しかし、当行としては、あっせん委員会の指摘については真摯に受け止め、対応を検討したい。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年1月 27 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、平成 24 年2月 27 日付けであっせん手続を打ち切った。

事案番号	23年度(あ)第619号
申立ての概要	説明不十分で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、商品を海外から外貨建てで仕入れ、国内において円建て又は外貨建てで販売を行っている。外貨建ての取引があることから、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社は、本件契約の取引内容、リスク及び解約清算金等について、B銀行担当者から十分な説明を受けておらず、勧められるままに本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社社長からの聴取により、A社の商流を把握した上、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあることを確認し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、本件契約締結に際し、A社社長及び担当者に対し、本件契約の内容、リスク及び解約清算金等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・しかし、当行としては、あっせん委員会の指摘については真摯に受け止め、対応を検討したい。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年1月24日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。

事案番号	23年度(あ)第628号
申立ての概要	不十分なヘッジニーズの検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外で生産される原材料を、国内業者を通じて円建てで仕入れ、生産品を国内向けに円建てで販売している。 ・当社の原材料の仕入価格は、主に他の要因により決定されるものの、為替相場変動の影響も受けていたため、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、解

	約清算金等の具体的金額をよく把握しておらず、十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社社長からの聴取等により、A社の商流や輸入額を把握した上、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社社長からの聴取等について客観的資料により裏付けを取っているものではないことからすれば、仕入価格と為替相場の相関分析が十分でなかったことは認める。 ・当行は、A社社長に対し、本件契約内容及び具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年2月8日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、平成24年2月22日付けであっせん手続を打ち切った。

事案番号	23年度(あ)第637号
申立ての概要	説明不十分で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、国内及び海外の会社から商品を仕入れ、国内の会社に対して販売している。海外の会社からの仕入れは外貨建てで行い、国内の会社に対する販売は円建てで行っている。 ・当社は、一部の商品を海外の会社から直接外貨建て仕入れており、為替相場変動の影響を受けていたことから、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社は、本件契約の取引内容について、B銀行担当者から十分な説明を受けておらず、勧められるまま本件契約の締結に至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社の商流や輸入仕入額を把握した上で、A社には一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容やリスクについて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、A社の財務耐久性の検証に問題はなかったものと判断している。

	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、本件契約の取引期間が、やや長期にすぎている点については認める。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→事情聴取後に申立取下げ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年 1 月 25 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・事情聴取後にA社からあっせん委員会に対して、本件契約を継続したいとして、申立取下書が提出されたことから、平成 24 年2月 15 日付けであっせん手続を終了した。

事案番号	23年度(あ)第639号
申立ての概要	不十分な財務耐久性の検証で締結させられたデリバティブ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引について損害を賠償することを求める。 ・当社は、主に海外から商材を外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売している。 ・当社は、商材を海外から直接外貨建てで輸入していたことから、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社の実需等を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時の具体的リスクをよく理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社社長からの聴取等により、A社が直接貿易をしていることや輸入仕入額を把握した上、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあることを確認し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の財務耐久性の検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社社長に対し、本件契約の内容及び具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、一定の譲歩をする用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年2月8日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の財務耐久性の検証が必ずしも十分

	<p>ではなかったこと等を指摘した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その上で、あっせん委員会は、B銀行がA社に対して一定の解決金を支払うというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年3月 15 日付けで和解契約書を締結した。
--	---

事案番号	23 年度(あ)第 644 号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、輸入の実態がなく、国内で商品を仕入れ、国内で販売している。円建て決済であり、為替相場の影響を受けていなかったため、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。 ・当社は、為替リスクヘッジニーズはないものの、B銀行との良好な関係を築くために、本件契約締結に至った。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時の具体的リスクをよく理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社社長からの聴取等により、A社の商流や輸入仕入額を把握した上、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行が把握したA社の仕入額は聴取によるものであって、客観的資料により裏付けを取っているものではないことからすれば、為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったことは認める。 ・当行は、A社社長に対し、本件契約内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年1月 24 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年3月 28 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第646号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外から商品を外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売している。 ・仕入価格は為替相場の影響を受け、販売価格に転嫁できていなかったため、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社の実需等を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時の具体的リスクを十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、客観的資料により裏付けを取っていないものの、A社の仕入額をA社から聴取したものであって、為替リスクヘッジニーズの検証は十分であったと判断している。 ・当行は、A社の財務耐久性の検証を十分に行ったものと判断している。 ・当行は、A社に対し、本件契約内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年2月17日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社のリスク対象額及び財務耐久性の検証が不十分であったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年3月30日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第651号
申立ての概要	不十分な財務耐久性の検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。

	<ul style="list-style-type: none"> ・当社は、国内及び海外の会社から商品を仕入れ、国内の会社に対して円建てで販売している。 ・当社は、海外の会社から商品を直接外貨建てで仕入れており、為替相場変動の影響を受け、販売価格に転嫁できない場合もあったため、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社は、本件契約の取引内容について、B銀行担当者から十分な説明を受けておらず、勧められるまま本件契約の締結に至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社社長からの聴取等により、A社の商流や輸入額を把握した上、A社には一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容やリスクについて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、A社の財務耐久性の検証に問題はなかったものと判断しているが、本件契約の取引期間の検証が不十分であったことは認める。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年1月 30 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、平成 24 年2月7日付けであっせん手続を打ち切った。

事案番号	23年度(あ)第658号
申立ての概要	不十分なヘッジニーズの検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求等
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は国内において、国内の会社から当該事業に用いる商品を円建てで仕入れ、国内で円建てで販売している。 ・当社は、仕入価格は為替相場変動の影響を受けていなかったため、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時の具体的リスクをよく把握しておらず、その内容を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社社長からの聴取等により、A社の事業内容や商品の仕入額を把握した上、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。

	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、仕入価格と為替相場の相関分析を行っておらず、為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったことは認める。 ・当行は、A社社長に対し具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年2月17日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。

事案番号	23年度(あ)第659号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引について損害を賠償することを求める。 ・当社は、海外で製造された商品を国内の会社を通じて円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・仕入価格は為替相場の影響を受けていなかったため、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時の具体的リスクをよく理解しないまま、本件契約の締結に至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社社長からの聴取等により、A社の商流や仕入額を把握した上、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・もともと、A社の商流等について客観的資料により裏付けを取っているものではないことからすれば、為替リスクヘッジニーズの検証が十分とはいえなかったことを認める。 ・当行は、A社社長に対し、本件契約内容及び具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年1月25日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったこと、A社の財務耐久性の検証が必ずしも十分とはいえなかったこと

	<p>と等を指摘した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その上で、あっせん委員会は、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年3月 16 日付けで和解契約書を締結した。
--	--

事案番号	23 年度(あ)第 660 号
申立ての概要	不十分な財務耐久性の検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外から商品を外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売しており、当社の仕入価格は為替相場の影響を受けるため、為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時の具体的リスクについては十分な説明を受けないまま、本件契約の締結に至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社社長からの聴取等により、A社の商流や輸入仕入額を把握した上、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の財務耐久性の検証が不十分であったことは認める。 ・当行は、A社社長に対し、本件契約内容及びリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年1月 20 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の財務耐久性の検証が不十分であったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年3月 22 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第669号
申立ての概要	不十分なヘッジニーズの検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、国内及び海外で製造された商品を、国内の会社を通じて円建てで仕入れ、当該商品を使用して製造した商品を国内において円建てで販売している。 ・当社は、商品を国内の会社を通じて円建てで仕入れており、為替相場変動の影響をほとんど受けていなかったため、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。 ・当社は、本件契約の取引内容について、B銀行担当者から十分な説明を受けておらず、勧められるまま本件契約の締結に至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社会長からの聴取等により、A社の商流や年間総仕入額に占める間接輸入額を把握した上、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、結果として為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったことは認める。 ・当行は、A社社長に対し、本件契約内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年2月15日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。

事案番号	23年度(あ)第673号
申立ての概要	不十分なヘッジニーズの検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求等
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、商品を国内の会社を通じて円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・当社は、商品を円建てで仕入れ、かつ仕入価格上昇分を販売価格に転嫁でき

	<p>ていたため、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時の具体的リスク及び解約清算金等の具体的金額を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社副社長からの聴取等により、A社の商流や仕入額を把握した上、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・A社の実際の仕入額について客観的な資料による裏付けをとっていないこと、販売価格への転嫁についての検証が必ずしも十分とはいえなかったことは認める。 ・当行は、A社社長に対し、具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年2月 17 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。

事案番号	23年度(あ)第674号
申立ての概要	不十分なヘッジニーズの検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求等
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、商品を国内の会社を通じて円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・当社は商品を円建てで仕入れ、かつ仕入価格上昇分を販売価格に転嫁できていたため、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時の具体的リスク及び解約清算金等の具体的金額を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社社長からの聴取等により、A社の商流や輸入仕入額を把握した上、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の仕入額の外貨実需や販売価格の転嫁については客観的資料により裏付けを取っていないことは認める。

	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社社長に対し、具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年2月 20 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。

事案番号	23年度(あ)第676号
申立ての概要	不十分なヘッジニーズの検証で締結させられたデリバティブ取引の無効確認等
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引が無効であることの確認等を求める。 ・当社は、海外から商品を外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売している。 ・当社は、商品を海外から直接外貨建てで輸入していたところ、販売価格に転嫁できていたため、為替リスクヘッジニーズが限定的であった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時の具体的リスクをよく把握しておらず、その内容を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社社長からの聴取等により、A社が直接貿易をしていることや輸入仕入額を把握した上、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあることを確認し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社社長に対し、本件契約内容及び具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年2月 29 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。

事案番号	23年度(あ)第693号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求

	等
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、国内の会社から商材を円建てで仕入れ、製品化して国内の会社に円建てで販売している。 ・仕入価格は為替相場変動の影響を受けていなかったため、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。 ・当社は、本件契約の取引内容について、B銀行担当者から十分な説明を受けておらず、勧められるまま本件契約の締結に至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社社長からの聴取等により、A社の商流や仕入額を把握した上、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあることを確認し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の仕入実績を基に仕入価格と為替相場の相関分析を行っており、為替リスクヘッジニーズの検証を十分に行っていたと考えている。 ・当行は、A社社長に対し、本件契約内容及び具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行った上、確認書をA社社長から記名押印を受けて受領しており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、円高時に発生する為替差損は円高時のメリットと相殺されると判断し、A社の財務耐久性に問題はないと判断した。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年2月 13 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。

事案番号	23年度(あ)第695号
申立ての概要	説明不十分で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金を負担することを求める。 ・当社は、海外で製造された商品を直接外貨建てで仕入れ又は海外から商品を外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売している。 ・当社の仕入価格は、為替相場変動の影響を受ける一方で、販売価格に転嫁することができないため、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社は、本件契約の取引内容について、B銀行担当者から十分な説明を受けておらず、勧められるまま本件契約の締結に至った。

相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社社長からの聴取等により、A社の商流や輸入額を把握した上、A社に為替リスクヘッジニーズがあることを確認し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社社長に対し、具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年2月 14 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。

事案番号	23年度(あ)第701号
申立ての概要	不十分なヘッジニーズの検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外で製造された商品を国内の会社を通じて円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・当社は、仕入価格が為替相場以外の要因により決定されること、及び当社の商流から、当社には為替リスクヘッジニーズがほとんど存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時の具体的リスク等をよく把握しておらず、その内容を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社部長からの聴取等により、A社の商流や仕入額を把握した上、A社に為替リスクヘッジニーズがあることを確認し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社社長及び役員に対し、本件契約内容及び具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年2月 29 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。

事案番号	23年度(あ)第713号
申立ての概要	不十分な財務耐久性の検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求

申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、商品を海外から直接外貨建てで輸入しており、為替相場の影響をすべて販売価格に転嫁することはできないため、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時のリスク及び解約清算金等について十分に理解しないまま、本件契約の締結に至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社社長からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・A社の財務耐久性の検証が不十分であったことは認める。 ・当行は、A社社長に対し、本件契約内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年3月1日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、平成24年3月6日付けであっせん手続を打ち切った。

事案番号	23年度(あ)第720号
申立ての概要	不十分なヘッジニーズの検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外又は国内で製造された商品を国内の会社を通じて円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。仕入価格は、為替相場の影響を受けていなかったため、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から円高時の具体的リスク等について十分な説明を受けず、勧められるまま本件契約の締結に至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社社長からの聴取等により、A社の商流やヘッジ対象額を把握した上、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあることを確認し、仕入価格と為替相場の相関分析をした上で本件契約の勧誘に至った。

	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社社長に対し、本件契約内容、具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・しかし、当行としては、あっせん委員会の指摘については真摯に受け止め、対応を検討したい。
あ っ せ ん 手 続 の 結 果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年3月8日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。

事 案 番 号	23年度(あ)第727号
申立ての概要	不十分なヘッジニーズの検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求等
申立人の属性	法人
申立人(A社) の 申 出 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、商品を国内の会社から円建てで又は直接商品を海外から外貨建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・当社の仕入価格は為替相場の影響を受けておらず、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。 ・当社は、本件契約の取引内容等について、B銀行から十分な説明を受けておらず、勧められるまま本件契約の締結に至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社社長からの聴取等により、A社の商流を把握した上、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあることを確認し、A社社長から強い要望を受けたこともあって、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、為替リスクヘッジニーズの検証が十分とはいえなかったことは認める。 ・当行は、本件契約締結に際し、A社社長に対し、本件契約の内容、リスク及び解約清算金等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あ っ せ ん 手 続 の 結 果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年3月5日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。

事案番号	23年度(あ)第729号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、商品を国内の会社から円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・当社の仕入価格は為替相場の影響を受けていなかったため、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。 ・当社は、本件契約の取引内容について、B銀行から十分な説明を受けておらず、勧められるまま本件契約の締結に至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社担当者からの聴取等により、A社の商流を把握した上、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあることを確認し、A社から強い要望を受けたこともあって、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、過去の仕入価格の状況をもとに、仕入価格と為替相場の相関分析を行っていたが、為替リスクヘッジニーズの検証が十分とはいえなかったことは認める。 ・当行は、本件契約締結に際し、A社に対し、本件契約の内容、リスク及び解約清算金等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年3月5日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。

事案番号	23年度(あ)第731号
申立ての概要	不十分なヘッジニーズの検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求等
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外から商品を直接外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売している。また、原料を国内の会社を通じて円建てで仕入れて製品を製造し、国内において円建てで販売している。

	<ul style="list-style-type: none"> ・外貨建ての仕入れについては、為替相場の影響を受けており、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社は、本件契約のリスク及び解約清算金の内容について、B銀行担当者から十分な説明を受けておらず、勧められるまま本件契約の締結に至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社社長からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上、A社に為替リスクヘッジニーズがあることを確認し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の円建ての仕入に係る仕入価格と為替相場の相関分析を行っていない等、為替リスクヘッジニーズの検証が十分とはいえないことを認める。 ・当行は、A社社長に対し、具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→事情聴取後にA社が申立を取下げ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年2月 21 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・事情聴取後、A社からあっせん委員会に対して、あっせん手続外で本件契約の処理方法についてB銀行と合意したことを理由に、本件申立てを取り下げたい旨の申立取下書が提出されたことから、平成 24 年3月 21 日付けであっせん手続きを終了した。

事案番号	23年度(あ)第732号
申立ての概要	不十分なヘッジニーズの検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求等
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外から商品を直接外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売している。また、原料を国内の会社を通じて円建てで仕入れて製品を製造し、国内において円建てで販売している。 ・外貨建ての仕入れについては、為替相場の影響を受けており、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社は、本件契約のリスク及び解約清算金の内容について、B銀行担当者から十分な説明を受けておらず、勧められるまま本件契約の締結に至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社社長からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上、A社に為替リスクヘッジニーズがあることを確認し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の仕入価格と為替相場の相関分析を行っておらず、為替リスクヘ

	<p>ッジニーズの検証が十分とはいえないことを認める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社社長に対し、具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→事情聴取後にA社が申立を取下げ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年2月 21 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・事情聴取後、A社からあっせん委員会に対して、あっせん手続外で本件契約の処理方法についてB銀行と合意したことを理由に、本件申立てを取り下げたい旨の申立取下書が提出されたことから、平成 24 年3月 26 日付けであっせん手続きを終了した。

事案番号	23年度(あ)第738号
申立ての概要	説明不十分で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外から商品を直接外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売している。 ・為替相場の影響を販売価格に転嫁することができないため、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時のリスク及び解約清算金等について十分に理解しないまま、本件契約の締結に至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社社長からの聴取等により、A社が外貨決済を行っていることや輸入仕入額を把握した上、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の財務耐久性やヘッジニーズの検証に問題はなかったと判断している。 ・当行は、A社社長に対し、本件契約内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年3月 6 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。

事案番号	23年度(あ)第739号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求等
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外から商品を外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売している。 ・当社は、商品を海外から直接外貨建てで輸入しており、為替相場の影響を販売価格に転嫁することができないため、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社の実需等を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、本件契約の取引内容について、B銀行担当者から十分な説明を受けておらず、勧められるまま本件契約の締結に至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社社長からの聴取等により、A社が外貨決済取引を行っていることや輸入仕入額を把握した上、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の財務耐久性や為替リスクヘッジニーズの検証に問題はなかったと判断している。 ・当行は、A社社長に対し、本件契約内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年3月22日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。

事案番号	23年度(あ)第743号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求等
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外又は国内自社工場で製造された商品を円建てで仕入れるとともに、海外から商品を外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売している。 ・外貨建ての輸入分については、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。

	<ul style="list-style-type: none"> ・当社の実需等を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時の具体的リスク、解約清算金等の具体的金額をよく理解しないまま、本件契約の締結に至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社社長からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上、A社に為替リスクヘッジニーズがあることを確認し、本件契約の勧誘に至った。ただし、仕入額も聴取によるものであって、客観的資料により裏付けを取っているものではないことからすれば、為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったことは認める。 ・当行は、A社から、現在円建てで決済を行っている仕入先に対しても、将来的にドル建てによる決済に移行する予定であると聴取した。 ・当行は、A社社長に対し、本件契約内容及び具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年2月 20 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、平成 24 年3月 12 日付けであっせん手続を打ち切った。

事案番号	23年度(あ)第746号
申立ての概要	不十分な財務耐久性の検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、国内及び海外の会社から商品を仕入れ、国内の会社に対して円建てで販売している。 ・当社は、海外の会社から直接外貨建てで仕入れているものについては、為替相場の影響を受け、販売価格に転嫁することが困難であるため、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社は、本件契約の取引内容について、B銀行担当者から十分な説明を受けおらず、勧められるまま本件契約の締結に至った。

<p>相手方銀行 (B銀行)の見解</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社社長からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社社長に対し、本件契約内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・しかし、当行としては、あっせん委員会の指摘については真摯に受け止め、対応を検討したい。
<p>あっせん 手続の結果</p>	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年3月 19 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、平成 24 年3月 26 日付けであっせん手続を打ち切った。

<p>事案番号</p>	<p>23年度(あ)第757号</p>
<p>申立ての概要</p>	<p>不十分な財務耐久性の検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求等</p>
<p>申立人の属性</p>	<p>法人</p>
<p>申立人(A社) の申出内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外から商品を外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売している。為替相場の影響を販売価格に転嫁できないため、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、その具体的リスク及び解約清算金等について十分に理解しないまま、本件契約の締結に至った。
<p>相手方銀行 (B銀行)の見解</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社社長からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社社長に対し、本件契約内容及び具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
<p>あっせん 手続の結果</p>	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年3月 7 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。

事案番号	23年度(あ)第758号
申立ての概要	不十分なヘッジニーズの検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求等
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、原材料を国内の会社を通じて円建てで仕入れ、原材料を使用して製造した製品を国内において円建てで販売している。 ・仕入価格は為替相場の影響を受けておらず、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時の具体的リスクをよく理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社社長からの聴取により、A社の商流及び仕入額を把握した上、A社に一定の為替リスクヘッジニーズ及び商品価格の変動に関するリスクヘッジニーズがあることを確認し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社社長に対し、具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・しかし、当行としては、あっせん委員会の指摘については真摯に受け止め、対応を検討したい。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年3月12日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、平成24年3月23日付けであっせん手続を打ち切った。

事案番号	23年度(あ)第767号
申立ての概要	説明不十分で締結させられたデリバティブ取引の解約要求等
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外から直接外貨建てで商品を輸入し、国内において円建てで販売している。 ・当社は、商品を海外から直接外貨建てで仕入れていたが、為替リスクについては、短期間の為替予約を利用するなどの方法により対処しており、本件契約によって為替リスクをヘッジする必要性はなかった。 ・当社は、B銀行担当者から執拗な勧誘を受け、本件契約の取引内容につい

	て、十分な説明を受けずに、勧められるまま本件契約の締結に至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流や輸入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあることを確認し、本件契約の勧誘に至った。 ・A社は、商品を海外から直接外貨建てで仕入れていたところ、為替相場変動の影響を販売価格に転嫁することは困難であることを確認しており、為替リスクヘッジニーズの検証については問題ないものと判断している。 ・当行は、A社担当者に対し、具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・しかし、当行としては、あっせん委員会の指摘については真摯に受け止め、対応を検討したい。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年2月 23 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。

事案番号	23年度(あ)第770号
申立ての概要	不十分なヘッジニーズの検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求等
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外で生産された商品を直接外貨建て又は国内の会社を通じて円建て又は外貨建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・当社は、当社の商流及び仕入価格が他の要因により決定されることから、為替相場変動の影響を受けておらず、為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時の具体的リスクを十分に理解しないまま、本件契約の締結に至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社社長からの聴取等により、A社の商流や輸入仕入額を把握した上、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社社長に対し、本件契約内容及び具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→事情聴取前に申立取下げ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理した。 ・その後、事情聴取前にA社からあっせん委員会に対して、本件契約を継続したいとして、申立取下書が提出されたことから、平成24年2月24日付けであっせん

	手続を終了した。
--	----------

事案番号	23年度(あ)第771号
申立ての概要	不十分なヘッジニーズの検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求等
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外で生産された商品を直接外貨建てで、また、国内の会社を通じて円建て又は外貨建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・外貨建て仕入分については、為替相場の影響を商品の販売価格に転嫁できたこと、また円建て仕入分についても、為替相場以外の要因により決定されることから、為替リスクヘッジニーズはほとんど存在しなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時の具体的リスクを十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社社長からの聴取等により、A社の商流や輸入仕入額を把握した上、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・A社の実際の仕入額も聴取によるものであって、客観的資料により裏付けを取っているものではないことは認める。 ・当行は、A社社長に対し、本件契約内容及び具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→事情聴取後にあっせん取下げ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年2月20日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・事情聴取後、A社からあっせん委員会に対して、あっせん手続外で本件契約の処理方法についてB銀行と合意したことを理由に、本件申立てを取り下げたい旨の申立取下書が提出されたことから、平成24年3月9日付けであっせん手続を終了した。

事案番号	23年度(あ)第781号
申立ての概要	不十分なヘッジニーズの検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求等
申立人の属性	法人
申立人(A社)	・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担

の申出内容	<p>すること等を求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当社は、商材を国内の会社を通じて円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・当社は、当社の仕入価格が他の要因により決定されることから、為替相場の影響をほとんど受けることはなく、また、影響を受けたとしても国内の取引先への販売価格に転嫁することは可能であることから、為替リスクヘッジニーズはほとんどなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、その内容を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社代表者からの聴取等により、A社の商材の仕入価格が、為替相場の変動による影響を受けるものであり、また、これを国内の取引先への販売価格に転嫁することが困難であることを確認した上、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の為替リスクヘッジニーズや財務耐久性について十分な検証を行っていた。 ・当行は、A社代表者に対し、本件契約内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年3月 12 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、平成 24 年3月 19 日付けであっせん手続を打ち切った。

事案番号	23 年度(あ)第 783 号
申立ての概要	説明不十分で締結させられたデリバティブ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引について損害を賠償することを求める。 ・当社は、海外で生産された商品を国内の会社を通じて円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・当社は、仕入価格は為替相場変動の影響を受けていなかったため当社には為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について十分な説明を受けておらず、円高時の具体的リスクを十分に理解せずに、勧められるがまま本件契約の締結に至った。

相手方銀行 (B銀行)の見解	—
あっせん 手続の結果	【適格性審査前に申立取下げ】 ・あっせん委員会は、A社の申立書を受領した後、A社からあっせん委員会に対して、事業を廃止したとして、申立取下書が提出されたことから、平成 24 年2月8日付けであっせん手続を終了した。

事案番号	23年度(あ)第784号
申立ての概要	説明不十分で締結させられたデリバティブ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引について損害を賠償することを求める。 ・当社は、海外で生産された商品を国内の会社を通じて円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・仕入価格は為替相場変動の影響を受けていなかったため当社には為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について十分な説明を受けておらず、円高時の具体的リスクを十分に理解せずに、勧められるがまま本件契約の締結に至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	—
あっせん 手続の結果	【適格性審査前に申立取下げ】 ・あっせん委員会は、A社の申立書を受領した後、A社からあっせん委員会に対して、事業を廃止したとして、申立取下書が提出されたことから、平成 24 年2月8日付けであっせん手続を終了した。

事案番号	23年度(あ)第816号
申立ての概要	不十分なヘッジニーズの検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外産の原料から製造された商品を国内の会社から円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・当社は、商品の仕入価格が他の要因により決定されることや、商品を国内の会社から円建てで仕入れていたことから、為替相場の影響がほとんどなく、当社の

	<p>為替リスクヘッジニーズは乏しかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時の具体的リスク等をよく理解しないまま、本件契約の締結に至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社社長からの聴取等により、A社の商流を把握した上、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の為替リスクヘッジニーズを検証するため、A社の売上原価率と為替相場の相関分析を行ったが、必ずしも検証として十分であったとはいえないことを認める。 ・当行は、A社社長に対し、具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年3月2日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。

事案番号	23年度(あ)第819号
申立ての概要	不十分なヘッジニーズの検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、国内の会社から円建てで商品を仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・仕入商品の中には輸入品もあるが、仕入価格の決定においては、為替相場の影響をほとんど受けないため、為替リスクヘッジニーズは限定的であった。 ・B銀行担当者から、本件契約に係る仕組の説明はあったものの、円高時の具体的リスク等の説明を受けていない。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流を把握した上で、為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行担当者は、本件契約に係る具体的リスクの説明を十分に行っており、説明義務の点から問題はなかったと判断している。 ・A社は他行でも本件契約と同様の取引を行っており、知識及び経験が豊富であったと考えている。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→事情聴取前に申立取下げ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理した。 ・その後、事情聴取実施前に、A社からあっせん委員会に対して、本件契約の処理方法についてB銀行との間で一定の合意に至ったとして、申立取下書が提出されたことから、平成24年3月15日付けであっせん手続を終了した。

事案番号	23年度(あ)第827号
申立ての概要	不十分なヘッジニーズの検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求等
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外から商品を外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売している。 ・当社は、為替相場の影響を販売価格に転嫁できなかったことから、外貨建て取引の部分については、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社は、本件契約の取引内容について、B銀行担当者から十分な説明を受けておらず、勧められるまま本件契約の締結に至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社社長からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の仕入額を確認する等の検証を行っていたが、客観的資料により裏付けを取っているものではない。 ・当行は、A社社長に対し、本件契約内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年3月23日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、平成24年3月29日付けであっせん手続を打ち切った。

事案番号	23年度(あ)第896号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、国内で製造された商材を国内の会社を通じて円建てで仕入れ、商品を製造又は加工して国内外の会社へ円建てで販売している。 ・当社の仕入価格は為替相場の影響を受けていなかったため、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。

	<ul style="list-style-type: none"> ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時の具体的リスク等について十分に理解しないまま、本件契約の締結に至った。
<p>相手方銀行 (B銀行)の見解</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社社長からの聴取により、A社の商流を把握した上、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の外貨実需について客観的資料により裏付けを取っているものではないことからすれば、為替リスクヘッジニーズの検証が十分とはいえないことは認める。 ・A社の仕入価格と為替相場の相関分析を行っていなかったことは認める。 ・当行は、A社社長に対し、円高時の具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
<p>あっせん 手続の結果</p>	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年3月22 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。

以 上